

令和6年度 教育要覧

玉野の教育



小高連携事業の様子（鉾立小学校・玉野光南高等学校）

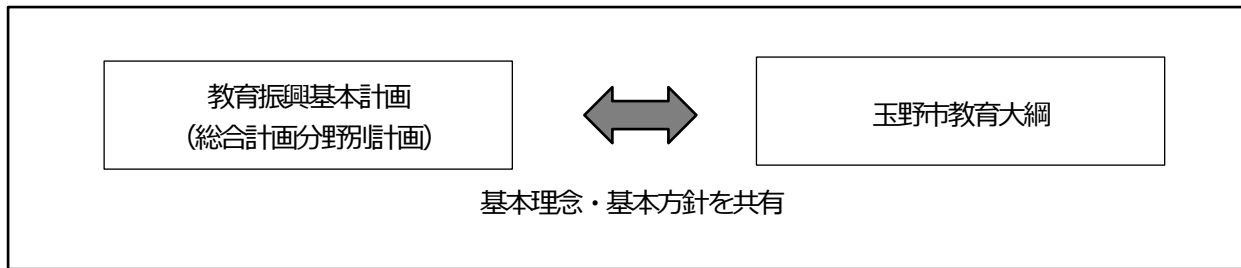
玉野市教育委員会

目 次

CONTENTS

教育大綱基本方針・教育振興基本計画概要	1
教育委員会のあゆみ	2
教育委員	8
歴代教育委員	9
教育委員会の機構及び事務分掌	12
令和6年度教育委員会関係予算の状況	13
学校教育・保育	
学校・園一覧	15
園児・児童・生徒・教職員数等	17
各校園の研究テーマ等	21
玉野市教育サポートセンター	23
中学校区一貫教育	27
特別支援教育	29
生徒指導支援と教育相談体制	31
確かな学力	33
情報教育	34
学校給食	36
学校園保健	37
特別保育	38
地域子育て支援センター	40
学校園施設	41
社会教育	
生涯学習・社会教育の推進	46
芸術文化の普及と振興	51
文化財の保護・保存と活用	53
指定文化財	54
スポーツの推進	56
文化・スポーツの顕彰	58
生涯学習センター（ミネルバ）	59
公民館	60
図書館	61
社会教育・スポーツ・その他の教育施設	63
■■ 資 料 ■■	
1. 玉野市教育委員会共催・後援等取扱要綱	66
2. 玉野市教育委員会教育長賞交付要綱	68
3. 玉野市競技スポーツ振興事業費（激励金）支給事務取扱要項	69
4. 玉野市立学校文化・芸術活動等振興事業費（激励金）支給取扱要項	71
5. 玉野市立学校の施設の開放に関する減免等取扱内規	72
6. 玉野市文化・スポーツ顕彰要綱	73
7. 玉野市奨学資金貸付条例	75

教育大綱基本方針・教育振興基本計画概要



玉野市教育大綱 基本理念 「 たまので育つ、TAMANO が育つ 」

子育てのしやすい環境の整備や様々な学びの場の充実など、「人が育つ」まちづくりを進めるとともに、玉野に愛着を持つ人を増やし、まちの活性化に繋げることで、みんなでまちを育てていきます。
「まちが人を育て、人がまちを育てる。」そうした好循環を生み出し、誰もが見てみたい、行ってみたい、いつまでも住み続けたいと感じられる、将来にわたって魅力的なまちであり続けることを目指すため、次の施策を実施することにより、人の「育ち」を支えます。

玉野市教育大綱 基本方針

1 希望をもって安心して子育てできるまち

子育て環境が多様化する中、結婚、妊娠、出産、子育て、仕事と育児の両立などに対する様々なサービスの充実や環境整備、ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援を行うことで、子ども大人もみんなが希望をもって暮らせるまちを実現します。

①充実した子育て環境の提供

2 心豊かな人生がおくれる文化が薫るまち

グローバル化、デジタル化に対応した特色のある教育や、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む学校教育を推進することで、自分の将来に夢と責任を持ち、将来にわたって自己実現を目指すために必要な力を育みます。また、多彩な文化・芸術、スポーツが身近にあり、気軽に楽しみ、生涯にわたり充実した学習や活躍の機会が提供されることで、喜びや感動に満ちあふれた豊かな人生をおくることができるまちを実現します。

①教育環境の充実

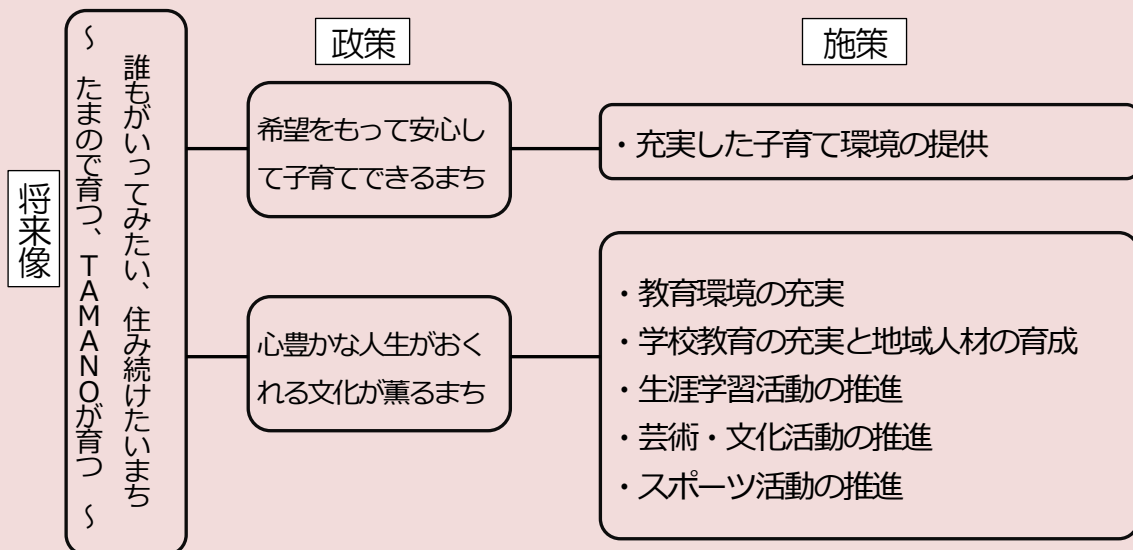
②学校教育の充実と地域人材の育成

③生涯学習活動の推進

④芸術・文化活動の推進

⑤スポーツ活動の推進

玉野市教育振興基本計画（玉野市総合計画分野別計画）



豊かな心と確かな学力を身につけ、自分の夢に向かって歩む子どもの育成

たくましく! まなんで のびるたまのっ子

教育委員会のあゆみ

昭和 27 年	4 月 1 日	・ 第二日比小学校を設置
	5 月 11 日	・ 第二日比小学校を明神町 1 番 1 号の新校舎へ移転
	10 月 5 日	・ 教育委員選挙を実施。委員に時実秋穂、高戸三六、井上澄雄、三宅省吾が当選
	10 月 21 日	・ 議会選出委員に宮原義蔵が選出される
	11 月 1 日	・ 玉野市教育委員会が成立。委員長に時実秋穂、副委員長に高戸三六が選任され、教育長に井元正弘が任命される
		・ 第 1 回教育委員会開議、事務局を設置。総務課（庶務、管理）学校教育課（指導研修、保健）社会教育課（社会教育、図書視聴覚）の 3 課を置く
昭和 28 年	2 月 25 日	・ 教育委員会事務局を玉野市宇野 610 番地（宇野小学校地内）に移転
	4 月 1 日	・ 奥玉小学校を玉 861 番地へ設置
		・ 玉幼稚園奥玉分室を奥玉小学校に併設
	7 月 1 日	・ 児島郡山田村を玉野市に編入、山田小学校、後閑小学校、山田中学校を所管
	9 月 1 日	・ 奥玉幼稚園を設置
昭和 29 年	4 月 1 日	・ 児島郡荘内村を玉野市に編入。荘内小学校、荘内中学校、荘内幼稚園（含上分園・下分園）、荘内公民館を所管
		・ 築港小学校を築港 7219 番地へ設置
		・ 玉野市教育研修所を事務局内へ設置
昭和 30 年	2 月 1 日	・ 児島郡八浜町を玉野市に編入、八浜小学校、同大崎分校、八浜中学校、八浜高等家政女学校、八浜公民館を所管
	3 月 25 日	・ 玉野市立図書館が専用館として業務を開始
昭和 31 年	3 月 31 日	・ 八浜高等家政女学校を廃止
	10 月 1 日	・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行により、教育委員は市長の任命制となる
昭和 32 年	4 月 1 日	・ 玉野市立玉野商業高等学校を設置
昭和 34 年	1 月 10 日	・ 田井小学校田井の浦分校、宇野中学校田井の浦分校を市立玉野病院内に設置
昭和 35 年	9 月 1 日	・ 教育委員会事務局を市役所分庁舎（宇野 2074 番地）へ移転
昭和 37 年	4 月 1 日	・ 機構改革により事務局総務課を庶務課に改称
昭和 38 年	1 月 1 日	・ 機構改革により事務局に保健体育課を設け 4 課となる
昭和 39 年	4 月 1 日	・ 私立宇野幼稚園を市営移管
	5 月 1 日	・ 山田公民館が完成
昭和 40 年	5 月 10 日	・ 和田幼稚園を日比小学校内に設置
昭和 41 年	4 月 5 日	・ 教育委員会事務局を新市庁舎へ移転
昭和 42 年	4 月 1 日	・ 中央公民館を市役所分庁舎（宇野 2074 番地）に設置
昭和 44 年	3 月 31 日	・ 荘内幼稚園上・下分園を廃止
昭和 45 年	4 月 1 日	・ 田井幼稚園を田井 5695 番地 2 に設置

昭和 45 年	4 月 1 日	・ 機構改革により事務局の保健体育課を廃し 3 課となる ・ 玉野市立学校給食センターを玉原 2-16-43 に設置し、小学校に加え中学校にも完全給食を開始 ・ 視聴覚ライブラリー及び青少年育成センターを中央公民館内に設置
	8 月 9 日	・ 第 1 回「玉野市成人の船」を就航
昭和 47 年	3 月 31 日	・ 八浜小学校大崎分校を廃止
	4 月 1 日	・ 総合文化センターを宇野 2-1-12 に設置 ・ 行政改革のため各地区に市民センターを設置 ・ 大崎小学校を東七区 3-3 に設置
昭和 48 年	10 月 1 日	・ 荘内市民センターを木目 1278-3 に新築移転 ・ 田井小学校及び宇野中学校の田井の浦分校を廃止
昭和 49 年	3 月 1 日	・ 田井幼稚園を田井 5483 に新築移転
	3 月 20 日	・ 児島郡東児町を玉野市に編入。鉾立小学校、胸上小学校、同石島分校、東児中学校、学校給食共同調理場を所管 ・ 東児町役場を東児市民センターに改称 ・ 給食共同調理場を学校給食センター東児調理場に改称
	4 月 1 日	・ 日比幼稚園を日比 1-4-22 に新築移転
	10 月 1 日	・ 玉原市民センターを玉原 2-7-45 に設置 ・ 玉野市民総合運動公園野球場を玉原 3-17-1 に設置
昭和 50 年	4 月 1 日	・ 後閑小学校を後閑 1421 番地に改築移転 ・ 八浜市民センターを八浜町八浜 165-1 に改築移転 ・ 日比市民センターを日比 3-1-27 に改築移転
昭和 51 年	4 月 1 日	・ 玉原小学校を玉原 2-22-1 に設置
	4 月 8 日	・ 和田市民センター落成
昭和 52 年	4 月 1 日	・ 機構改革により事務局に保健体育課を設け 4 課となる
昭和 53 年	4 月 1 日	・ 玉原幼稚園を玉原 2-22-2 に設置
昭和 55 年	4 月 1 日	・ 中央公民館築港分館を廃し、築港公民館を築港 1-7-20 に設置 ・ 荘内幼稚園分室を滝 58 に、和田幼稚園分室を和田 6-12-2 に設置
昭和 56 年	4 月 1 日	・ 鉾立公民館を北方 1349-1 に設置
	4 月 17 日	・ 第二日比小学校校舎改築落成式
	4 月 21 日	・ 山田中学校校舎改築落成式
	4 月 25 日	・ 後閑小学校体育館落成式
昭和 57 年	4 月 1 日	・ 荘内中学校改築移転、4 月から新校舎で授業開始
昭和 58 年	2 月 1 日	・ 総合体育館完成、保健体育課が事務所へ移転
	2 月 26 日	・ 山田市民センター落成
	4 月 2 日	・ 生涯スポーツ振興事業開始
	7 月 21 日	・ 後閑小学校プール竣工式
昭和 59 年	3 月 3 日	・ 胸上小学校校舎改築落成式
	3 月 15 日	・ 総合体育館に柔剣道場完成
	4 月 1 日	・ 県立玉野光南高等学校設置

昭和 59 年	4 月 17 日	・ 荘内中学校校舎改築落成式
	4 月 23 日	・ 第二日比小学校体育館改築落成式
昭和 60 年	3 月 16 日	・ 宇野小学校校舎改築落成式
昭和 61 年	6 月 26 日	・ 生徒指導推進委員会発足
昭和 62 年	3 月	・ 玉野市スポーツ少年団指導指針作成
	8 月 1 日	・ 胸上小学校プール竣工式
昭和 63 年	4 月 1 日	・ 機構改革により事務局の保健体育課を廃し 3 課となる
	4 月 20 日	・ 東児中学校校舎改築落成式
	6 月 6 日	・ 玉野市情報教育研究会発足
	8 月 6 日	・ 鉾立小学校プール竣工式
	8 月 11 日～14 日	・ 第 13 回全国少年少女ヨット大会を渋川で開催
	10 月 1 日	・ 玉野市立青少年育成センター市庁舎分室に移転
平成元年	6 月 30 日	・ 移動図書館車廃止（7 月 1 日から配本車による巡回開始）
	12 月 6 日	・ 玉野市立学校適正配置審議会を設置
平成 2 年	6 月 25 日	・ 玉野市立学校適正配置審議会より答申
平成 3 年	3 月 20 日	・ 玉野市公立学校教職員表彰内規制定
	3 月 26 日	・ 日比幼稚園園舎閉園式
	4 月 1 日	・ 和田幼稚園を日比幼稚園に、和田幼稚園分室を和田幼稚園に改称、和田幼稚園分室を廃止
		・ 「生涯学習のまちづくり推進事業」モデル市町村指定
	7 月 1 日	・ 玉野市スポーツ振興財団設立
	12 月 17 日	・ 玉野市生涯学習推進委員会設置
平成 4 年	2 月 26 日	・ 日比中学校新校舎定礎式
	3 月 16 日	・ 宇野中学校新校舎定礎式
	3 月 19 日	・ 家政女学院閉校式
	3 月 27 日	・ 奥玉小学校閉校式
		・ 奥玉幼稚園閉園式
	3 月 31 日	・ 家政女学院、奥玉小学校、奥玉幼稚園を廃止
		・ 奥玉小学校タイムカプセル埋設式
	4 月 3 日	・ 玉原運動公園陸上競技場照明施設点灯式
	6 月 12 日	・ 玉野市高等学校改革懇談会設置
	7 月 16 日	・ 学校週 5 日制検討委員会設置
平成 5 年	3 月 4 日	・ 玉野市立高等学校改革懇談会より答申
	3 月 29 日	・ 日比中学校新校舎落成式
	3 月 30 日	・ 宇野中学校校舎落成式
	4 月 12 日	・ 東児市民センター新庁舎落成式
平成 6 年	1 月 8 日	・ 第 1 回「21 世紀の科学者たちへの宇宙授業」開催
	3 月 29 日	・ 山田小学校落成式
	4 月 15 日	・ 玉野市適応指導教室（「わかば教室」）開設
	7 月 5 日	・ 田井市民センター落成式
	10 月 2 日	・ 弓道場竣工式
平成 7 年	3 月 22 日	・ 胸上小学校屋内運動場竣工式

平成 7 年	3 月 28 日	・ 築港小学校竣工式
平成 8 年	3 月 28 日	・ 鉾立小学校特別教室棟竣工式
	8 月 4 日	・ 第 27 回「玉野市成人の船」(最終回)
	9 月 1 日	・ 備南高校・生涯学習センター(ミネルバ)竣工式
平成 9 年	1 月 10 日	・ 西北地域市民センター・同デイサービスセンター竣工式
	1 月 15 日	・ 平成 9 年成人式(瀬戸内国際マリンホテル)
	4 月 1 日	・ 青少年育成センター及び玉野市適応指導教室(「わかば教室」)が旧荘内市民センターへ移転
平成 10 年	3 月 31 日	・ 山田市民センター後閑分館、東児市民センター東児分室廃止
	10 月 1 日	・ 八浜小学校校舎改築竣工式
	10 月 7 日	・ 備南高校創立 50 周年記念式
	10 月 28 日	・ 玉野商業高校創立 40 周年記念式
平成 11 年	4 月 5 日	・ 玉野市文化会館(バウハウス)開館
平成 12 年	4 月 1 日	・ 3 歳児保育実施(荘内、荘内南幼稚園)
	4 月 10 日	・ 玉野市立荘内南幼稚園(旧荘内幼稚園分室)開園式
	8 月 28 日	・ 玉中学校体育館改築竣工式
平成 13 年	4 月 1 日	・ 3 歳児保育実施(田井、玉原、日比幼稚園)
		・ 組織機構改革により、社会教育課を生涯学習課に改称
	4 月 6 日	・ 大崎小学校校舎改築竣工式
	8 月 1 日	・ 胸上小学校石島分校プール建設竣工式
平成 14 年	4 月 1 日	・ 3 歳児保育実施(宇野、玉、和田幼稚園)(全園実施)
		・ 総合運動公園管理センター設置
	9 月 2 日	・ 「第 1 回教育チャット」実施
平成 15 年	4 月 1 日	・ 備南高校を玉野市立玉野備南高校と改称。併せて機械科・商業科の募集を廃止、昼間部普通科、夜間部総合技術科を設置
		・ 「地域子ども楽級」を創設
平成 16 年	3 月 2 日	・ 後閑小学校特別教室棟竣工式
	4 月 1 日	・ 玉野市スポーツ振興審議会を設置
		・ 玉野市学校教育在り方検討会議を設置
	10 月 11 日	・ 多世代交流施設(高山ドーム)竣工式
平成 17 年	8 月 23 日	・ 宇野中学校体育館改築竣工式
平成 18 年	3 月 28 日	・ 玉野市学校教育在り方検討会議より答申「二学期制及び通学区域の弾力化について」
	3 月 31 日	・ 玉野備南高校の機械科、商業科を廃止
	4 月 1 日	・ 二学期制を宇野、荘内中学校区内の幼・小・中学校で試行
平成 19 年	2 月 26 日	・ 第 1 回幼保一元化懇談会実施
	4 月 1 日	・ 組織機構改革により、庶務課を教育総務課に改称
	11 月 3 日～10 日	・ 第 19 回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア岡山 2007in たまの」開催
平成 20 年	5 月 27 日	・ 「教育チャット」を「教育委員懇談会」に名称変更
平成 22 年	3 月 25 日	・ 八浜小学校プール建設竣工式
	10 月 30 日～11 月 7 日	・ 「第 25 回国民文化祭おかやま 2010」開催(かるた・絵手紙)

平成 23 年	4 月 1 日	・組織機構改革により、生涯学習課を社会教育課に改称
平成 24 年	3 月 25 日	・胸上小学校石島分校休校式
	4 月 1 日	・教育サポートセンターを旧青少年育成センター（玉原）に開設
平成 25 年	3 月 21 日	・玉小学校校舎改築工事竣工式
		・玉幼稚園閉園式
	3 月 31 日	・玉幼稚園を廃止
	11 月 26 日	・田井小学校校舎改築工事竣工式
平成 26 年	5 月 21 日	・玉野市立総合文化センターあり方検討会を設置
	5 月 29 日	・玉野市学校給食懇談会を設置
	10 月 30 日	・玉野市立図書館あり方検討会を設置
平成 27 年	2 月 3 日	・日比小学校耐震工事竣工式
	3 月 31 日	・胸上小学校石島分校を廃止
	5 月 26 日	・第 1 回総合教育会議を開催
	12 月	・玉野市教育大綱策定
平成 28 年	4 月 1 日	・組織機構改革により、幼稚園と保育園を所管する就学前教育課を新設、4 課となる
		・八浜保育園を認定こども園化、八浜認定こども園と改称
	4 月 25 日	・高等学校在り方検討プロジェクトチームを設置
	7 月 15 日	・玉野商業高等学校耐震工事竣工式
	10 月 1 日	・改正地方教育行政法に基づき新教育委員会制度に移行（教育委員長職を廃止）。
	12 月 19 日	・移転準備のため玉野市立図書館を閉館
平成 29 年	3 月 6 日	・移転準備のため中央公民館を閉館
	3 月 31 日	・総合文化センター、玉野市文化会館を廃止
		・後閑保育園を廃止
	4 月 1 日	・玉野市立図書館、中央公民館を宇野 1-38-1（商業施設内）に移転。指定管理者による管理に移行
	11 月 17 日	・玉野商業高等学校創立 60 周年記念式典
平成 30 年	3 月 20 日	・玉原幼稚園閉園式
	3 月 31 日	・玉原幼稚園を廃止
	4 月 1 日	・玉野商業高等学校を玉野商工高等学校に改称。併せて機械科を設置
		・玉原保育園を認定こども園化、玉原認定こども園と改称
	4 月 9 日	・玉野商工高校改名式
	7 月 12 日	・玉野市立高校在り方検討会議を設置
平成 31 年	4 月 1 日	・大崎保育園、鉾立保育園を認定こども園化、大崎認定こども園、鉾立認定こども園とそれぞれ改称
令和 元年	7 月 2 日	・玉野市立高校在り方検討会議から意見書提出
令和 2 年	3 月 31 日	・玉野備南高等学校の総合技術科を廃止
令和 2 年	4 月 1 日	・青少年育成センターが生涯学習センターへ移転
		・各市民センターで行っていた各種証明書の交付、市税・保険料などの納付の取扱を終了し、施設名称をそれぞれ公民館と改称

令和 3 年	4 月 1 日	・『玉野市史続編（仮称）』編さん業務着手
	5 月 1 日	・玉野市未来の学校づくりプロジェクトチームを設置
令和 4 年	3 月 19 日	・銚立認定こども園閉園式
	31 日	・銚立認定こども園を廃止
令和 4 年	4 月 6 日	・玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会を設置
令和 4 年	8 月 23 日	・新学校給食センター開所式
令和 4 年	9 月 1 日	・学校給食センターを築港 5-22-1 へ移転。東児調理場を廃止
令和 5 年	4 月 1 日	・和田幼稚園を休園
令和 5 年	12 月 26 日	・玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会から答申書提出
令和 6 年	4 月 1 日	・和田幼稚園を廃止

教 育 委 員

令和 6 年 4 月 1 日現在

役 職 名	氏 名	現 任 期
教 育 長	多 田 一 也	R 5. 4. 1 ～ R 7. 9. 30
教育長職務代理者	二 宮 崇	R 4. 4. 1 ～ R 8. 3. 31
委 員	三 宅 英 次	R 3. 4. 1 ～ R 7. 3. 31
委 員	横 山 純 子	R 5. 4. 1 ～ R 9. 3. 31
委 員	小 野 文 子	R 6. 4. 1 ～ R10. 3. 31

歴代教育委員

◎昭和 27 年 10 月 5 日 第 1 回教育委員選挙

◎昭和 31 年 10 月 1 日 市長任命

◎平成 28 年 10 月 1 日 教育長と教育委員長の一本化

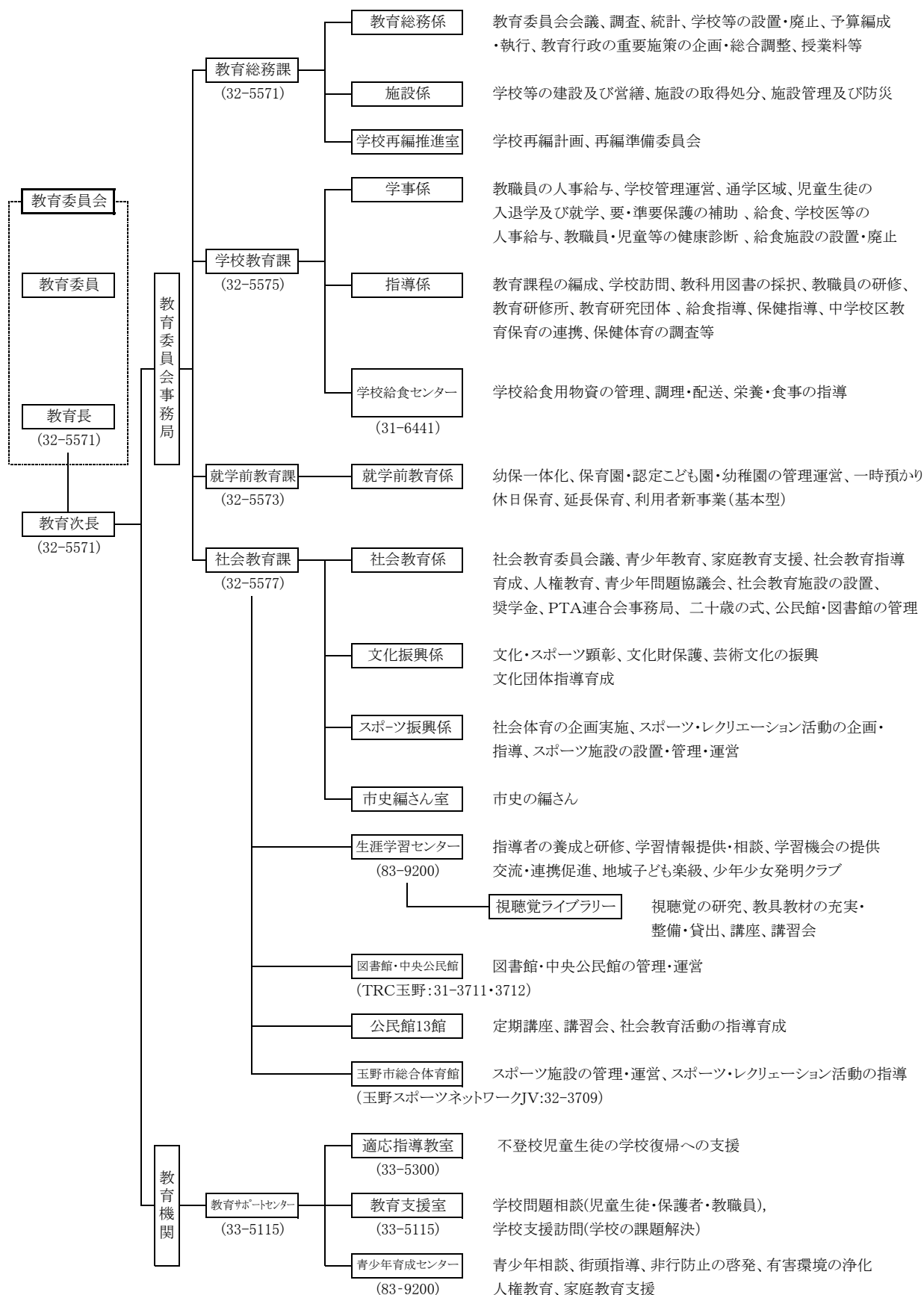
氏 名	任 期	備 考
時 実 秋 穂	S 27. 11. 1 ～ S 31. 9. 30	委員長 S 27. 11. 1 ～ S 31. 9. 30
高 戸 三 六	S 27. 11. 1 ～ S 31. 9. 30	委員長職務代理 S 27. 11. 1 ～ S 31. 9. 30
三 宅 省 吾	S 27. 11. 1 ～ S 31. 9. 30	
井 上 澄 雄	S 27. 11. 1 ～ S 30. 3. 25	
宮 原 義 蔵	S 27. 11. 1 ～ S 30. 4. 30	議会選出
井 元 正 弘	S 27. 11. 1 ～ S 31. 9. 30	教育長
伊 藤 籌 彦	S 30. 5. 1 ～ S 31. 9. 30	
藤 原 基 輔	S 30. 5. 1 ～ S 31. 9. 30	議会選出
地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行 (市長の任命)		
伊 藤 籌 彦	S 31. 10. 1 ～ S 43. 9. 30	委員長 S 31. 10. 1 ～ S 40. 6. 19
高 戸 三 六	S 31. 10. 1 ～ S 34. 9. 30	委員長職務代理 S 31. 10. 1 ～ S 34. 9. 30
三 宅 保 正	S 31. 10. 1 ～ S 32. 9. 30	
岩 崎 増 修	S 31. 10. 1 ～ S 41. 10. 9	委員長職務代理 S 40. 6. 24 ～ S 41. 10. 9
海 本 誠	S 31. 10. 1 ～ S 35. 12. 22	教育長
橋 本 頼 夫	S 32. 10. 25 ～ S 36. 10. 24	
和 田 寿 次 郎	S 34. 10. 1 ～ S 40. 12. 31	委員長職務代理 S 34. 10. 1 ～ S 40. 6. 24
金 光 敬 叔	S 36. 6. 1 ～ S 43. 9. 30	教育長
三 浦 国 雄	S 37. 4. 1 ～ S 53. 3. 31	委員長 S 40. 6. 24 ～ S 53. 3. 31
宮 原 義 蔵	S 41. 1. 25 ～ S 58. 10. 1	委員長職務代理 S 41. 10. 13 ～ S 53. 4. 3 委員長 S 53. 4. 4 ～ S 58. 9. 30
前 田 正 泰	S 42. 6. 21 ～ S 52. 12. 31	
高 橋 武	S 43. 10. 1 ～ S 47. 9. 30	
竹 本 寿 美 男	S 43. 10. 1 ～ S 55. 9. 30	教育長
高 畑 正 夫	S 47. 10. 1 ～ S 63. 9. 30	委員長職務代理 S 53. 4. 4 ～ S 56. 9. 30 委員長 S 58. 10. 1 ～ S 60. 9. 30
千 原 成 一	S 53. 4. 1 ～ S 58. 6. 24	委員長職務代理 S 56. 10. 1 ～ S 58. 6. 24
加 島 高 明	S 53. 4. 1 ～ H 2. 3. 31	委員長職務代理 S 58. 6. 25 ～ S 60. 9. 30 委員長 S 60. 10. 1 ～ S 63. 9. 30

氏 名	任 期	備 考
島 田 忠 雄	S 55.10. 1～S 58. 3.31	教育長
山 本 正 忠	S 58. 4. 2～S 63. 9.30	教育長
河 本 眞	S 58. 6.25～S 60.10.17	
近 藤 晋 介	S 58.10. 2～H 3.10. 1	委員長職務代理 S 60.10. 1～S 63. 9.30 委員長 S 63.10. 1～H 3. 9.30
大 橋 恭 子	S 60.12.20～H 7. 6.24	委員長職務代理 S 63.10. 1～H 3. 9.30 委員長 H 3.10. 1～H 4. 9.30 委員長職務代理 H 6. 4. 1～H 7. 6.24
東 悟	S 63.10. 1～H12. 9.30	委員長職務代理 H 3.10. 1～H 4. 9.30 委員長 H 4.10. 1～H 5. 9.30 委員長職務代理 H 7. 6.25～H 7. 9.30 委員長 H 7.10. 1～H 8. 9.30 委員長職務代理 H10.10. 1～H11. 9.30
信 原 定 治	S 63.10. 1～H 8. 9.30	教育長
西 川 太	H 2. 4. 1～H 6. 3.31	委員長職務代理 H 4.10. 1～H 6. 3.31
今 田 信 太 郎	H 3.10. 2～H11.10. 1	委員長 H 5.10. 1～H 7. 9.30 委員長職務代理 H 9.10. 1～H10. 9.30 委員長 H10.10. 1～H11. 9.30
森 學	H 6. 4. 1～H10. 3.31	委員長職務代理 H 7.10. 1～H 8. 9.30 委員長 H 8.10. 1～H 9. 9.30
二 部 野 淑 恵	H 7. 6.25～H15. 6.24	委員長職務代理 H 8.10. 1～H 9. 9.30 委員長 H 9.10. 1～H10. 9.30 委員長職務代理 H11.10. 1～H12. 9.30 委員長 H12.10. 1～H13. 9.30 委員長職務代理 H14. 4. 1～H14. 9.30 委員長 H14.10. 1～H15. 6.24
柁 木 繁 男	H 8.10. 1～H14. 3.31	教育長
井 上 稔	H10. 4. 1～H14. 3.31	委員長 H11.10. 1～H12. 9.30 委員長職務代理 H13.10. 1～H14. 3.31
中 林 義 明	H11.10. 2～H19.10. 1	委員長職務代理 H12.10. 1～H13. 9.30 委員長 H13.10. 1～H14. 9.30 委員長職務代理 H15. 6.25～H16. 6.24 委員長 H16. 6.25～H17. 6.24 委員長職務代理 H18. 6.25～H19. 6.24
柏 谷 公 一	H12.10. 1～H12.12. 2	
椿 民 子	H13. 4. 1～H20. 9.30	委員長職務代理 H17. 6.25～H18. 6.24 委員長職務代理 H19. 6.25～H20. 6.24
和 泉 孝 治	H14. 4. 1～H19. 3.31	教育長
榎 嘉 明	H14. 4. 1～H22. 3.31	委員長職務代理 H14.10. 1～H15. 6.24 委員長 H15. 6.25～H16. 6.24 委員長 H18. 6.25～H19. 6.24 委員長 H20. 6.25～H21. 6.24

氏 名	任 期	備 考
綱 島 四 郎	H15. 6.26～H23. 6.25	委員長職務代理 H16. 6.25～H17. 6.24 委 員 長 H17. 6.25～H18. 6.24 委 員 長 H19. 6.25～H20. 6.24 委 員 長 H21. 6.25～H23. 6.24
岡 本 和 徳	H19. 4. 1～H26. 3.31	教 育 長
生 駒 邦 久	H19.10. 2～H23.10. 1	委員長職務代理 H20. 6.25～H23. 6.24
鶴 田 祥 子	H20.10. 1～H24. 9.30	委員長職務代理 H23. 6.25～H24. 6.24
三 村 喜 昭	H22. 4. 1～H26. 3.31	委 員 長 H23. 6.25～H24. 6.24 委員長職務代理 H24. 6.25～H25. 5.24
野 田 洋 二	H23. 6.27～R 3. 3.31	委 員 長 H24. 6.25～H27. 6.24 教育長職務代理 H31. 4. 1～R 2. 3.31
岡 本 園 美	H23.10. 2～H27.10. 1	委員長職務代理 H25. 6.25～H26. 5.24
藤 原 一 師	H24.10. 1～H28. 9.30	委員長職務代理 H26. 6.25～H27. 6.24 委 員 長 H27. 6.25～H28. 6.24
川 口 雅 之	H26. 4. 1～H30. 3.31	委員長職務代理 H27. 6.25～H28. 6.24 委 員 長 H28. 6.25～H28.10. 1 教育長職務代理 H28.10. 2～H29. 3.31
板 崎 彰	H26. 4. 1～H29. 3.31	教 育 長
近 藤 寿 子	H27.10. 2～H31. 3.31	委員長職務代理 H28. 6.25～H28.10. 1 教育長職務代理 H29. 4. 1～H30. 3.31
改正地方教育行政法適用 （教育長と教育委員長の一本化）		
大 川 佳 郎	H28.10. 1～ R 2.3.31	教育長職務代理 H30. 4. 1～H31. 3.31
石 川 雅 史	H29. 4. 1～ R 2.3.31	教 育 長
妹 尾 恵 美	H30. 4. 1～ R 4.3.31	教育長職務代理 R 2. 4. 1～R 3. 3.31
加 藤 正 枝	H31. 4. 1～ R 5.3.31	教育長職務代理 R 3. 4. 1～R 4. 3.31
妹 尾 均	R 2. 4. 1～ R 5.3.31	教 育 長
太 宰 実千代	R 2. 4. 1～ R 6.3.31	教育長職務代理 R 4. 4. 1～R 5.3.31
三 宅 英 次	R 3. 4. 1～ 現 在	教育長職務代理 R 5. 4. 1～R 6.3.31
二 宮 崇	R 4. 4. 1～ 現 在	教育長職務代理 R 6. 4. 1～現在
多 田 一 也	R 5. 4. 1～ 現 在	教 育 長
横 山 純 子	R 5. 4. 1～ 現 在	
小 野 文 子	R 6. 4. 1～ 現 在	

玉野市教育委員会の機構及び事務分掌

[令和6年4月1日現在]



令和6年度教育委員会関係予算の状況

(1) 一般会計予算と教育費予算

(単位:千円)

区 分	令和6年度当初予算 (A)	令和5年度当初予算 (B)	差引増減 (A) - (B)	対前年度比 (%)
一般会計予算額 (イ)	26,670,000	24,030,000	2,640,000	111.0
うち 教育委員会関係予算額	4,670,988	4,275,930	395,058	109.2
内、民生費 (ロ)	1,744,000	1,822,173	△ 78,173	95.7
比 率 (ロ)／(イ)	6.5%	7.6%		
内、教育費 (ハ)	2,926,988	2,453,757	473,231	119.3
比 率 (ハ)／(イ)	11.0%	10.2%		

(2) 教育費予算の概要

※海洋博物館費を除く

① 項別予算額

(単位:千円)

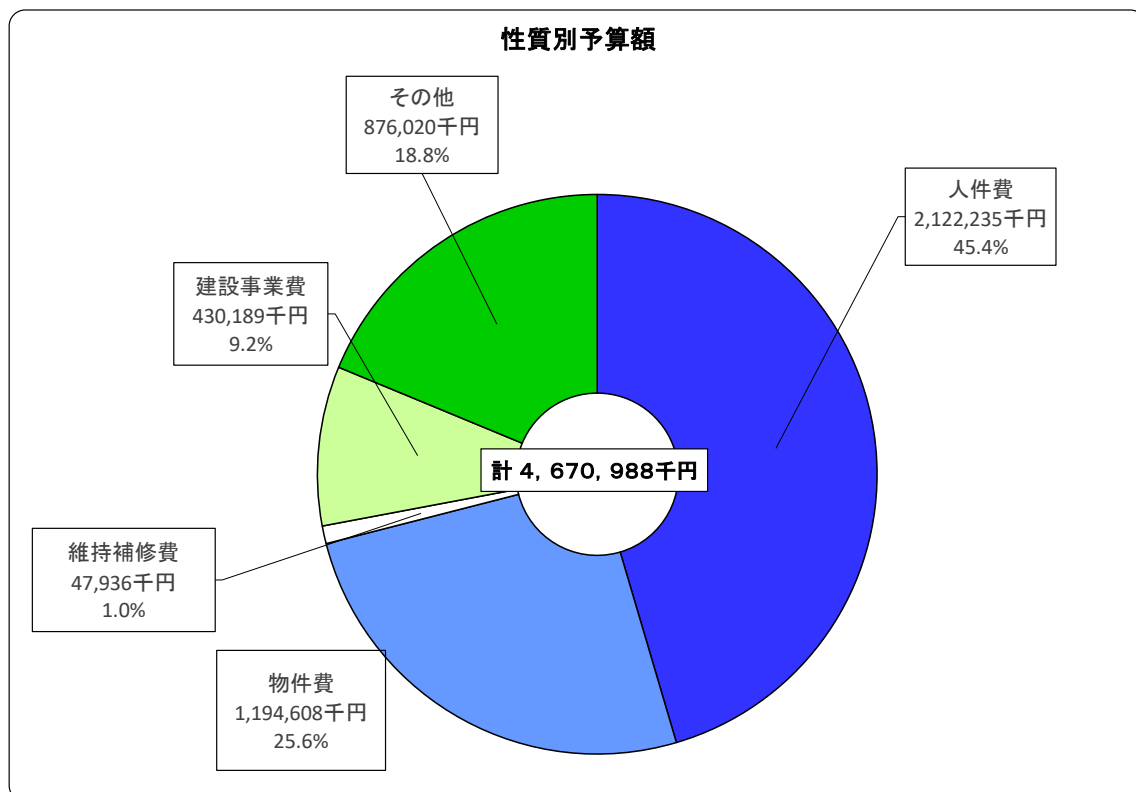
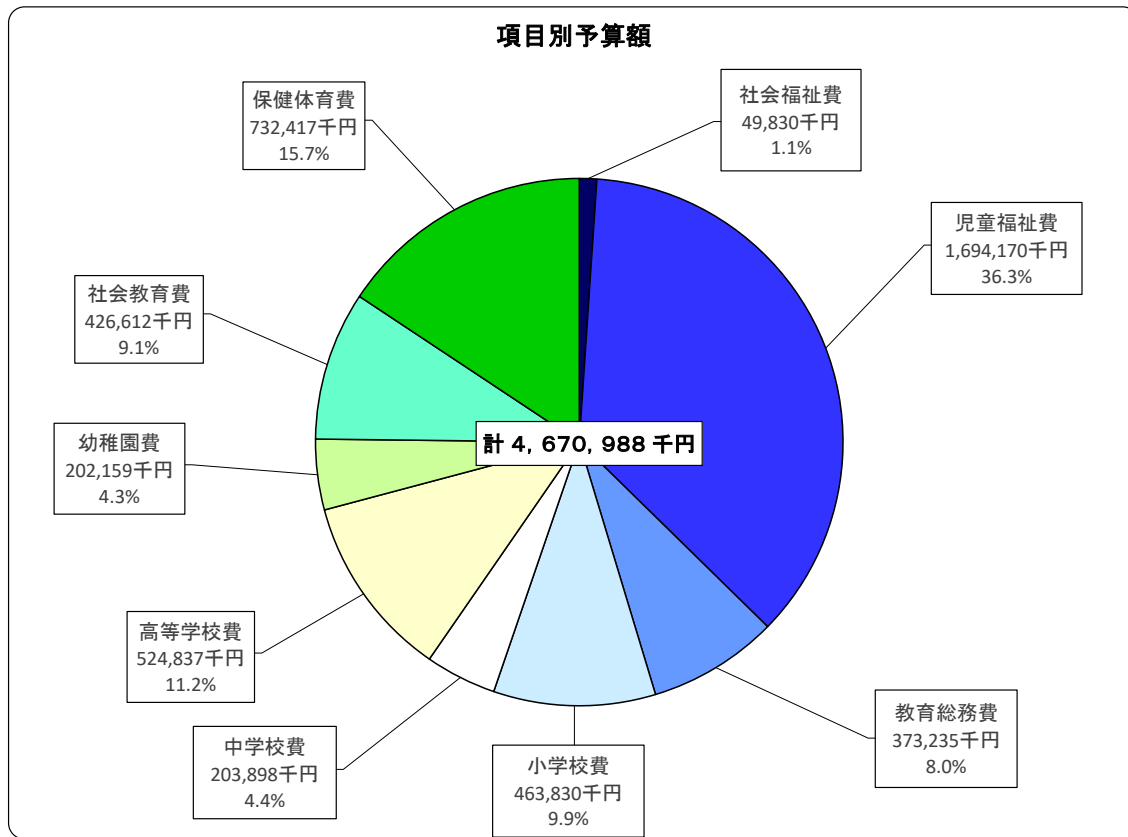
款・項	令和6年度 当初予算額 (A)	構 成 比 (%)	令和5年度 当初予算額 (B)	前 年 度 比 較	
				増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
民生費	1,744,000	37.3	1,822,173	△ 78,173	△ 4.3
社会福祉費	49,830	1.1	41,811	8,019	19.2
児童福祉費	1,694,170	36.3	1,780,362	△ 86,192	△ 4.8
教育費	2,926,988	62.7	2,453,757	473,231	19.3
教育総務費	373,235	8.0	329,378	43,857	13.3
小学校費	463,830	9.9	343,751	120,079	34.9
中学校費	203,898	4.4	175,103	28,795	16.4
高等学校費	524,837	11.2	509,762	15,075	3.0
幼稚園費	202,159	4.3	247,475	△ 45,316	△ 18.3
社会教育費	426,612	9.1	422,451	4,161	1.0
保健体育費	732,417	15.7	425,837	306,580	72.0
計	4,670,988	100.0	4,275,930	-	-

② 性質別分類

(単位:千円)

款・項	令和6年度 当初予算額	内 訳				
		人件費	物件費	維持補修費	建設事業費	その他
民生費	1,744,000	858,783	132,863	9,737	7,062	735,555
社会福祉費	49,830	49,830	0	0	0	0
児童福祉費	1,694,170	808,953	132,863	9,737	7,062	735,555
教育費	2,926,988	1,263,452	1,061,745	38,199	423,127	140,465
教育総務費	373,235	262,186	99,498	200	0	11,351
小学校費	463,830	136,636	247,595	11,495	31,460	36,644
中学校費	203,898	61,823	105,726	6,381	2,387	27,581
高等学校費	524,837	439,290	61,353	607	21,186	2,401
幼稚園費	202,159	172,109	17,318	9,530	0	3,202
社会教育費	426,612	164,761	184,672	7,238	25,311	44,630
保健体育費	732,417	26,647	345,583	2,748	342,783	14,656
計	4,670,988	2,122,235	1,194,608	47,936	430,189	876,020

令和6年度 教育委員会関係予算



学校・園一覧

1. 保育所・認定こども園・幼稚園

[令和6年4月1日現在]

学 校 ・ 園 名	〒	住 所	電話番号	園長氏名	設立
玉野市立 田 井 保育園	706-0001	玉野市 田井3-10-1	21-3342	松岡 美穂	昭和24年
〃 宇 野 保育園	706-0011	〃 宇野2-23-2	21-3846	石田 亜古	昭和41年
〃 玉認定こども園	706-0012	〃 玉 2-1-7	21-3392	藤原由香里	平成25年 (昭和25年)
〃 玉原認定こども園	706-0014	〃 玉原2-7-41	31-6194	堀部 喜代	平成30年 (昭和47年)
〃 和 田 保育園	706-0021	〃 和田2-7-10	81-8167	香田みどり	昭和23年
〃 渋 川 保育園	706-0028	〃 渋川1-2-10	81-6803	吉村 紀子	昭和27年
〃 大崎認定こども園	706-0226	〃 東七区1-2	51-2104	前田 公子	平成31年 (昭和26年)
〃 八浜認定こども園	706-0221	〃 八浜町八浜1488	51-2460	藤岡 裕子	平成28年 (昭和54年)
〃 サンマリン認定こども園	706-0314	〃 山田3233-2	43-9880	今田 結花	平成27年 (平成16年)
私 立 築 港ちどり保育園	706-0002	〃 築港2-15-16	21-3347	古南 早苗	平成12年
〃 槌ヶ原ちどり保育園	706-0141	〃 槌ヶ原948	71-3042	栗原 明美	平成26年
〃 紅陽台ちどり保育園	709-1203	岡山市南区西紅陽台3-1-11	086-362-2241	野口 麻里	平成元年
玉野市立 田 井 幼稚園	706-0001	玉野市 田井3-22-36	31-0746	片山 佳子	昭和45年
〃 宇 野 幼稚園	706-0011	〃 宇野2-14-16	21-3047	三浦 玲子	昭和 2年
〃 日 比 幼稚園	706-0024	〃 御崎2-3-7	81-7069	諏訪 祐子	昭和14年
〃 荘 内 幼稚園	706-0132	〃 用吉1102	71-2283	三鍋 直美	昭和27年
〃 荘内南 幼稚園	706-0153	〃 滝 58	71-0184	藤本 実穂	平成12年

※認定こども園の（ ）は、保育園の設立年

2. 学校

[令和6年4月1日現在]

学 校 ・ 園 名	〒	住 所	電話番号	校長氏名	設立
玉野市立 田 井 小学校	706-0001	玉野市 田井3-4-1	21-2642	石部三千代	明治 6年
〃 築 港 小学校	706-0002	〃 築港3-15-1	21-3375	谷 あゆみ	昭和29年
〃 宇 野 小学校	706-0011	〃 宇野2-23-1	31-5796	堀 陽子	明治 6年
〃 玉 小学校	706-0012	〃 玉 6-20-22	32-4701	木村 俊一	大正 9年
〃 玉 原 小学校	706-0014	〃 玉原2-22-1	32-0666	川淵 玉美	昭和51年
〃 日 比 小学校	706-0024	〃 御崎1-1-1	81-8216	片山 昇	明治40年
〃 第二日比小学校	706-0025	〃 明神町1-1	81-8101	大山 裕之	昭和27年
〃 山 田 小学校	706-0314	〃 山田422	41-1035	高瀬 修一	明治 6年
〃 後 閑 小学校	706-0315	〃 後閑1421	41-1072	竹林 京子	明治 6年
〃 荘 内 小学校	706-0143	〃 木目498	71-1017	山本 佳生	明治21年
〃 八 浜 小学校	706-0223	〃 八浜町波知29	51-2016	栗本 明德	明治 6年
〃 大 崎 小学校	706-0226	〃 東七区3-3	51-1009	溝口 篤	明治 5年
〃 鉾 立 小学校	706-0301	〃 北方1274	66-5131	望月 辰博	明治 5年
〃 胸 上 小学校	706-0311	〃 梶岡639	41-2044	三宅 典子	明治 6年
玉野市立 宇 野 中学校	706-0002	玉野市 築港2-27-1	31-4241	栗林太一郎	昭和22年
〃 玉 中学校	706-0013	〃 奥玉1-27-1	31-4211	福本 泰久	昭和22年
〃 日 比 中学校	706-0021	〃 和田6-13-1	81-7351	三澤 敏之	昭和22年
〃 山 田 中学校	706-0315	〃 後閑1995	41-1045	松岡 栄治	昭和22年
〃 荘 内 中学校	706-0143	〃 木目1373	71-1049	住田 義広	昭和22年
〃 八 浜 中学校	706-0221	〃 八浜町八浜1438	51-2044	兒山 幸	昭和22年
〃 東 児 中学校	706-0301	〃 北方444	66-5134	大山 都	昭和22年
玉野市立 玉野商工 高等学校	706-0012	玉野市 玉 6-1-1	31-5341	妹尾英津子	昭和32年
〃 玉野備南 高等学校	706-0021	〃 和田4-7-1	83-9100	岡村みちる	昭和23年
岡山県立 玉 野 高等学校	706-0002	〃 築港3-11-1	31-4321	藤原 修	昭和23年
〃 玉野光南 高等学校	706-0226	〃 東七区244	51-2311	延兼 稔	昭和59年

園児・児童・生徒・教職員数等

[令和6年5月1日現在]

1. 市立保育所・認定こども園

() は嘱託・臨時・パートの人数

区分 園名		園 児 数							学 級 数							職 員 数			
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計	保 育 士	用 務 員	調 理 員	栄 養 士
田井保		3	14	16	20	20	28	101	0	1	1	1	1	1	5	17 (7)	1 (1)	3 (3)	0 (0)
宇野保		0	5	6	9	12	13	45	0	1	1	1	1	1	5	12 (5)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
玉 認	保	0	5	8	6	6	9	34	0	1	1	1	1	1	5	12 (6)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
	教	－	－	－	5	5	3	13											
玉 原 認	保	5	7	18	16	16	28	90	1	1	1	1	1	2	7	25 (12)	0 (0)	2 (2)	2 (2)
	教	－	－	－	2	3	2	7											
和田保		1	10	3	5	7	8	34	0	1	1	1		1	4	10 (5)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
渋川保		0	3	0	5	8	2	18	0	0	1	1		1	3	10 (5)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
大 崎 認	保	7	10	6	12	14	15	64	1	1	1	1	1	1	6	17 (7)	1 (1)	2 (2)	0 (0)
	教	－	－	－	1	2	0	3											
八 浜 認	保	2	16	11	15	21	21	86	0	1	1	1	2	1	6	17 (8)	1 (1)	2 (1)	0 (0)
	教	－	－	－	2	0	3	5											
サ ン マ リ ン 認	保	2	14	10	20	20	22	88	1	1	1	1	1	1	6	24 (13)	0 (0)	3 (2)	0 (0)
	教	－	－	－	2	7	1	10											
合 計		20	84	78	120	141	155	598	3	8	9	9	8	10	47	144 (68)	7 (7)	16 (14)	2 (2)
									複式：2										

2. 私立保育所

() は嘱託・臨時・パートの人数

区分 園名	園児数							学級数							職員数			
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	保育士	用務員	調理員	栄養士
築港ちどり	9	44	52	40	56	58	259	1	3	3	2	2	2	13	52 (23)	0 (0)	6 (3)	0 (0)
槌ヶ原ちどり	8	51	60	60	60	59	298	1	3	2	2	2	2	12	57 (28)	0 (0)	5 (1)	0 (0)
紅陽台ちどり	2	10	13	14	22	21	82	1	2	2	2	2	2	11	41 (13)	0 (0)	5 (1)	1 (0)
合 計	19	105	125	114	138	138	639	3	8	7	6	6	6	36	150 (64)	0 (0)	16 (5)	1 (0)

3. 幼稚園

サはサポートスタッフ

区 分 園 名	園児数				学級数				職員数		備 考
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計	教員	用務	
田 井 幼	6	12	10	28	1	1	1	3	7	臨 1	サ 1
宇 野 幼	2	6	6	14		1	1	2	4	臨 1	
日 比 幼	1	6	5	12		1	1	2	7	臨 1	
荘 内 幼	6	3	19	28	1	1	1	3	6	臨 1	サ 1
荘内南幼	1	5	5	11		1	1	2	5	臨 1	
合 計	16	32	45	93	2	5	5	12	29	臨 5	サ 2
					複式:3						

4. 小学校

再短は再任用短時間勤務教員、支は登校支援員・業務アシスタント・小1グッド・看護支援員

区 分 校 名	児童数		学級数		県費教職員数 (教員数は定数)					市費職員数		
	通常	特支	通常	特支	教員	養護	栄養	事務	他	司書	用務	他
田 井 小	363	29	13	5	24	1		1	龍代1 非4	臨 1	臨 1 パート1	サ4 非1支3
築 港 小	91	4	6	1	9	1	2	1		臨 1	1	サ1 非1
宇 野 小	171	13	6	3	17	1		1	非2	臨 1	臨 1	サ3 非3支1
玉 小	85	1	6	1	9	1		1	非1	臨 1	臨 1	非1
玉 原 小	104	16	6	3	13	1		1	非1	臨 1	臨 1	サ2 非1支1
日 比 小	96	10	6	3	12	1		1	非1	臨 1	臨 1	サ1 非1
第二日比小	94	5	6	2	11	1		1	龍代1 非1	臨 1	臨 1	サ1 支1
山 田 小	58	4	6	1	10	1		1	非1	臨 1	臨 1	サ1 非1支1
後 閑 小	16	3	3	1	6	1		1		臨 1	臨 1	サ1 非2
荘 内 小	659	30	21	5	40	2		1	龍代1 非2	1	臨 1 パート1	サ8 非2 支6
八 浜 小	164	9	6	2	13	1		1	龍代1	臨 1	臨 1	サ2 支1
大 崎 小	86	4	6	1	9	1		1	非1	臨 1	臨 1	サ1 非1支1

区 分 校 名	児童数		学級数		県費教職員数					市費職員数		
	通常	特支	通常	特支	教員	養護	栄養	事務	他	司書	用務	他
鉾立小	38	0	5	0	7	1		1	非1	臨1	臨1	非1
胸上小	77	9	6	2	15	1	1	1		臨1	臨1	サ1 非1支1
合 計	2,102	137	102	30	195	15	3	14	龍代4 非15	1 臨13	1 臨13 パート2	サ26 非16 支16

5. 中学校

区 分 校 名	生徒数		学級数		県費教職員数					市費職員数		
	通常	特支	通常	特支	教員	養護	栄養	事務	他	司書	用務	他
宇野中	300	11	9	2	23	1		2	龍代1 非2	臨1	臨1	サ2 非3 支1
玉 中	102	9	4	2	14	1		1	非3	1	臨1	サ2 非1
日比中	95	6	3	2	12	1		2	非3	臨1	臨1	非1
山田中	32	3	3	1	9	1		1	非1	臨1	臨1	非1
荘内中	341	15	11	3	26	1		1	非3	臨1	臨1	サ2 非1支1
八浜中	117	9	5	2	12	1		1	非1	臨1	1	非3
東児中	64	2	3	1	10	1		1	非2	臨1	臨1	非2
合 計	1,051	55	38	13	106	7		9	龍代1 非15	1 臨6	1 臨6	サ6 非12 支2

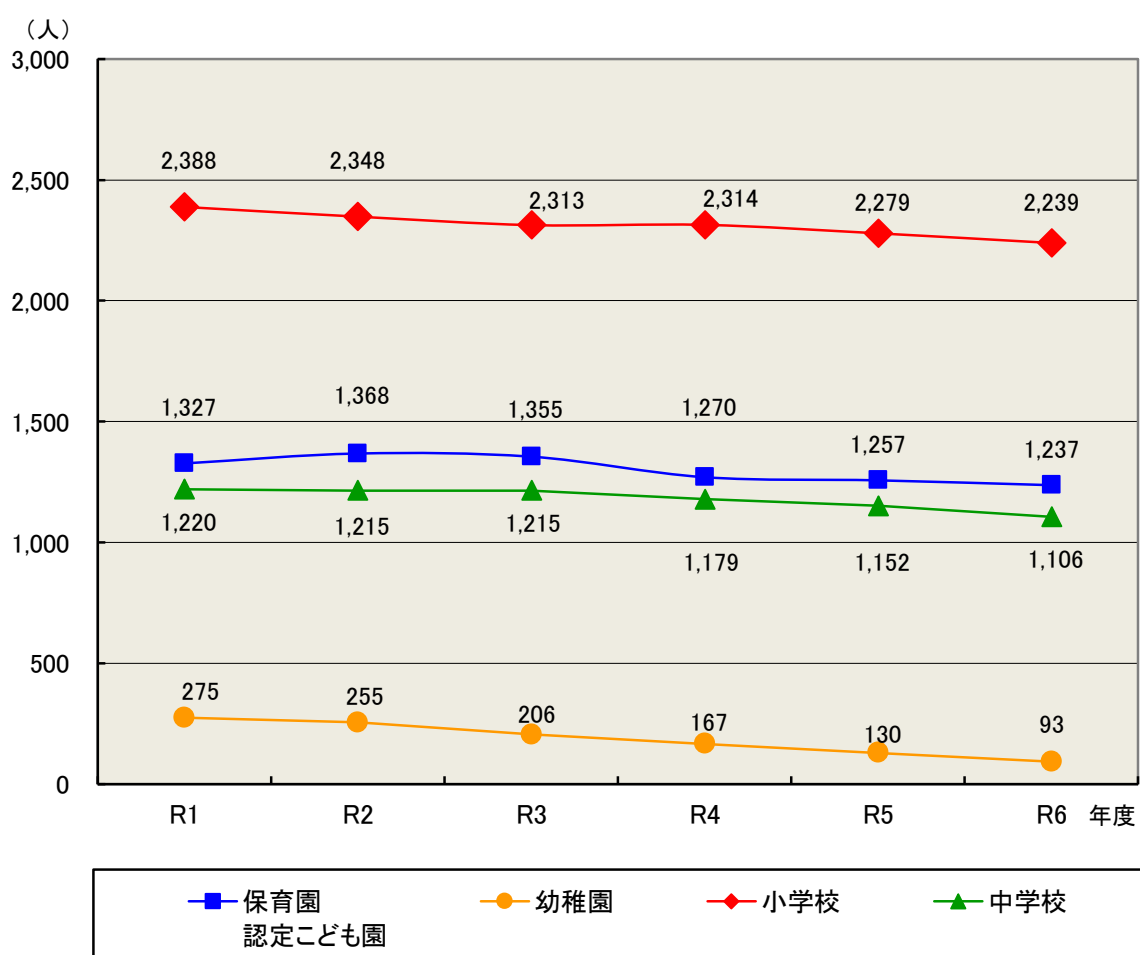
6. 市立高等学校

区 分 校 名	生徒数	学級数	教職員数							
			教員	講師	実習助手	養護	事務	用務	非常勤	他
玉野商工高	280	12	33	4	2	1	1 臨5	臨1	11	
玉野備南高	53	5	10	2			1 臨2	臨1	15	
計	333	17	43	6	2	1	2 臨7	臨2	26	

市内学校園に在籍する園児・児童・生徒数の推移(高校は除く)

(令和元年度～令和6年度)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
保育園 認定こども園	1,327	1,368	1,355	1,270	1,257	1,237
幼稚園	275	255	206	167	130	93
小学校	2,388	2,348	2,313	2,314	2,279	2,239
中学校	1,220	1,215	1,215	1,179	1,152	1,106



各校園の研究テーマ等

1. 令和6年度 玉野市立幼・小・中学校 研究主題一覧表

校 園 名		研 究 主 題
幼稚園	田 井	行きたい！やりたい！楽しみ！と意欲をもって生活する子どもをめざして ～異年齢のかかわりを大切にしながら～
	宇 野	「好奇心や探究心があふれる幼児をめざして」 ～園内の身近な自然との出会いを通して～
	日 比	一人一人 自己発揮しながら、人と関わることを楽しめる幼児をめざして ～思いやりの気持ちを育む環境づくりや援助を探る～
	荘 内	おもしろそう！やってみよう！いっしょにしよう！またやりたい！と 主体的に遊ぶ幼児をめざして ～異年齢での関わりを深めながら～
	荘内南	遊びや生活を創りだそうとする「やりたがりやさん」を目指して ～身近な自然との関わりを通して～
小学校	田 井	学び合うことのよさを実感し、考えを豊かに表現する児童の育成
	築 港	分かる、できるを実感する算数科の授業をめざして
	宇 野	自ら考え、学び合う児童の育成 ～能動的な聴き手を目指して～
	玉	「学びに向かう力」の育成 ～関わり合うことで、楽しく学ぶ子どもを目指して～
	玉 原	「玉原が大好き！といえる児童の育成」の育成 ～これから生き抜く力をもった子ども、 自分に誇りをもった子どもに～
	日 比	子どもの主体の授業で思考力を高める ～導入での課題のめたせ方に重点を置いて～
	第二日比	主体的・対話的で深い学びの創造 ～主体的に学び合う子どもの育成～
	山 田	自分の考えをもち、自分の言葉で表現できる子どもの育成 ～文章を読んで、思いや考えを 受け止めることができる授業づくり～
	後 閑	考えたい 話したい つながたい ～生き生きと学ぶ児童を目指して～
	荘 内	自ら学び取る子どもの育成 ～見方・考え方が働く授業づくりを通して～
	八 浜	自分の考えを生き生きと伝えあい、ともに伸びようとする八浜っ子 ～既習事項をもとに、キーワードを見つけて的確に反応し、問題解決 をすることができる児童を目指して～

玉野市教育サポートセンター

1. 設置目的

学校・園や教職員、保護者への支援体制の充実を図るため、青少年健全育成のための取組やカウンセリング活動、不登校児童生徒のための適応指導等に取り組む。

2. 設置場所

○教育支援室

所在地 玉野市玉原 3-17-2

電 話 0863-33-5115 F A X 0863-33-5117

○適応指導教室（わかば教室）

所在地 玉野市玉原 3-17-2

電 話 0863-33-5300 F A X 0863-33-5117

○青少年育成センター

所在地 玉野市和田 4-7-1

電 話 0863-83-9200 F A X 0863-83-9101

3. 教育支援室

（1）概要

不登校など生徒指導上の課題解決に向け、保護者及び児童生徒を対象とした心理教育相談や障害のある幼児児童生徒のための就学相談、義務教育後の引きこもり支援などの子ども・若者の総合相談に取り組む。

（2）活動内容

① 心理教育相談

- ・不登校等の児童生徒の心の問題について、該当児童生徒や保護者へのカウンセリングを実施し、その課題解決に向けて積極的に取り組む。相談形態として来所・電話・訪問相談等がある。
- ・幼児児童生徒の適切な見立てを行い、必要がある場合は医療・福祉機関等と連携して幼児児童生徒を支援する。

年 度	相談者数	相談のべ件数
令和元年度	221	2,688
令和2年度	234	2,894
令和3年度	274	3,038
令和4年度	265	3,306
令和5年度	250	2,533

② 就学相談

- ・障害のある幼児児童生徒の適切な就学を目指し、教育委員会の特別支援教育支援委員会との連携を密にし、相談を行う。

③ 学校問題相談

- ・保護者からの学校との問題等にかかる相談を行う。
- ・教職員からの生徒指導、保護者対応等にかかる相談を行う。

④ 学校・園への相談支援

- ・不登校等の児童生徒の心の問題や特別支援教育に関する指導・支援の在り方について要請があれば、学校・園へ赴き、ケース会議を行い指導助言にあたる。
- ・特別支援教育サポートチームに所属し、特別支援教育に関する指導充実等に積極的に取り組む。
- ・困難事例への対処のために、必要がある場合は市内小中高等学校に配置されているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携して支援にあたる。
- ・市内の就学前園に保育カウンセラーを派遣し、支援を必要としている幼児の行動観察やアセスメント、保護者や教職員の相談等に対応していく。

⑤ 保護者の会の実施

- ・市内の不登校（傾向を含む）児童生徒の保護者を対象に保護者の会「ほっとタイム」や、若年の引きこもり・ニートの家族を対象にした「ほっとスペース家族の会」を実施する。保護者同士の相談、情報交換により、問題解決を図る一助とする。

⑥ 引きこもりの若者支援

- ・「ほっとスペース」を活用し、義務教育卒業後、引きこもり傾向にある若者やコミュニケーションに課題のある若者の小集団活動や相談等に取り組む。

⑦ ワークショップ「わくサポくらぶ」の実施

- ・不登校・不登校傾向の児童生徒を対象にした様々なワークショップを実施し、「居場所づくり」や「自己肯定感の向上」に取り組む。

4. 適応指導教室（わかば教室）

（1）概要

○目的

心理的・情緒的な原因等による不登校児童生徒に、集団活動や学習活動、教育相談等の支援をして、自立を促し、学校生活への復帰や社会集団への適応を図る。

○基本方針

「 安心 自信 そして元気 」

- ① 安心をベースにして、自主性を大切にしながら、様々な活動や体験、人との関わりを提供し、心を開放するとともに自主性、主体性、社会性、集団への適応力、学習への興味・関心・意欲を育む。
- ② 児童生徒一人一人のよさを大切にしながら、成長を支援し、自己肯定感を育む。
- ③ ゆったりと落ち着いた雰囲気づくり、明るくて元気な環境づくりをする。
- ④ 学校や教育支援室とは定期的に、関係諸機関とは随時、情報を共有し、連携の充実を図る。また、保護者とは適宜、情報を共有し、支援に生かす。
- ⑤ 児童生徒の理解や関わり方について学び、支援の在り方の研究を進め、支援に生かす。

（2）対象

玉野市在住の小学生・中学生で、心理的・情緒的原因等による不登校児童生徒のうち、次の条件を満たす者を対象とする。

- ① 本人及び保護者が、適応指導教室への入室を希望する者
- ② 本人の在籍する小中学校の校長が、適応指導教室への入室を認め、教育委員会が許可した者

(3) 主な活動内容

- ① 学習活動
自分で計画を立てて学習し、学習への興味・関心の幅を広げ、意欲を高める。実態に応じて教科指導講師を配置し、教科学習の補充を行う。
- ② スポーツ活動
スポーツや運動をして、心身をリラックスさせ、人とのふれあいを深める。
- ③ ふれあい活動
遊びを通して、心を開放し、ふれあいを楽しむ。
- ④ 創作・表現活動
創作活動を通して、自分を表現し、心を解放し、生活経験を広げる。
- ⑤ 自然・社会体験活動
室外に出かけて、自然や社会の中での様々な体験活動をする。

5. 玉野市青少年育成センター

(1) 概要

青少年の健全育成を図るため、家庭、学校、地域社会、関係機関及び各種団体との連携を深め、青少年相談・補導活動・啓発活動・環境浄化活動の推進に積極的に取り組むとともに、PTA活動の支援、人権教育と家庭教育の推進、子ども楽級の充実を図る。

(2) 活動内容

- ① 補 導
 - ・街頭補導 商店街、公園、駅・港等の街頭補導
非行、怠学等問題行為のある児童生徒の指導
 - ・特別補導 夏季、年末年始、玉野まつり、みなとフェスティバル等のイベント、渋川海水浴場、通学時補導（列車）
 - ・地区補導 地区まつり、地区内店舗の補導
- ② 関係機関との連携
 - ・学校訪問
小、中、高等学校の訪問
 - ・連絡会議の実施
青少年健全育成指導員会、中学校区青少年健全育成連絡協議会、市青少年健全育成連絡協議会、広域特別補導協議会等の実施、生徒指導担当者会議への参加
- ③ 健全育成の啓発
 - ・機関紙「みちびき」の発行、強化月間に横断幕設置による啓発

④ 環境浄化活動の推進

- ・危険防止
遊泳禁止立札の点検、補充、新設
- ・地域での見守り活動
青少年健全育成団体やP T Aと連携した地域での見守り活動
- ・有害図書販売状況の点検
コンビニ、書店等への協力要請

⑤ 不審者対策の強化

- ・「こども110番のいえ」の取組（396軒登録・令和5年度末現在）
「こども110番のいえ」の協力依頼とステッカー配布

⑥ 人権教育の推進と家庭教育支援

- ・人権教育推進委員会の運営
- ・各種人権教育研修会の企画・運営
- ・保護者等を対象とした家庭教育の啓発

⑦ その他

- ・玉野市P T A連合会事務局
P T A連合会の活動支援
- ・玉野市子ども楽級事務局
子ども楽級、おさらい会の活動支援
- ・玉野市少年少女発明クラブ事務局

中学校区一貫教育

子どもたちの「豊かな心」と「確かな学力」の育成に取り組み、「生きる力」を身につけるため、中学校区の保育園・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校の保育士や教職員が連携して、学力向上とキャリア教育を柱として、9年間の発達段階を踏まえた系統的・継続的、一貫的な教育・保育の充実に取り組んでいる。

中学校区一貫教育推進の中で、現在、取り組んでいる様々な連携の取組を充実させながら、園小接続プログラムや小中一貫教育カリキュラム等を作成するとともに、キャリア教育の一貫カリキュラム作成を推進し、地域を愛し地域に貢献しようとする子ども、夢を持ち自分の人生を主体的に切り開いていく子どもの育成に取り組んでいる。

今後、先進的な中学校区の取組を参考にしつつ、中学校区一貫教育の新たな取組を試行しながら、一層の充実を図るとともに、子どもたちにとってより魅力ある学校をめざし、これからの望ましい学校のあり方について研究・検討を重ね、未来の学校づくりを推進していく。

1. 授業参観と参観後の協議会の実施

学区内の教員を対象とした授業参観並びに学習に関する協議会を開催し、子どもたちの発達段階に応じた適切な学習指導やわかる授業を実施するために、授業改善に努めている。

2. 中学校区の生徒指導連携協議会や各種連携部会等の開催

中学校区生徒指導連絡協議会や中1生徒指導連携会議等の定期的な開催を通じて、情報交換、生徒指導上の課題解決のための協働体制を確立し、中学校区内の児童生徒の規範意識の向上や課題解決の推進を図っている。

また、教科部会や領域部会等の様々な部会が連携を密にして教育成果を高めるために開催している。

3. 特別支援教育中学校区連携部会の充実

発達障害等がある子どもたちの適切な支援の継続のため、情報共有やケース会議等に取り組み、関係機関との連携を深めながら、特別な支援が必要な子どもたちの実態にあった指導・支援を図っている。

また、教員の特別支援教育に関する資質向上を目指し、中学校区合同研修会や研究協議に取り組んでいる。

4. 規範意識向上のための「中学校区生活心得」の活用

各校区で「中学校区生活心得」を作成し、小・中学校の教職員が児童生徒の規範意識の向上と、生徒指導上の課題解決に向けて協働して取り組んでいる。

5. 中学校区重点取組項目の取り組み

中学校区の児童生徒の実態を踏まえ、小・中学校で学習指導や生徒指導等の重点取組項目を定め、小・中学校が連携して取り組むことにより、地域の特性を生かしながら、子どもたちの健やかな成長を図っている。

6. 中学校教員による小学校授業への支援

中学校の教員を学区の小学校へ兼務をかけ、英語の中学校教員が小学校の授業支援を行うなど、小中連携を推進している。

7. 園小連携による交流活動等の推進

小1プロブレム（※）の解消とともに、子どもたちの健全育成に向けて、よりよい具体的な交流等の取組を推進する。

※小1プロブレムとは・・・家庭のしつけが十分でないことや自分をコントロールする力が身についていないなどの原因から、小学校に入学した1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない等、学校生活に適応できない状態が続くこと。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒に対し、適切な教育支援を進めるとともに、特別支援教育を学校園の教育・保育全体の中で明確に位置付け、関係機関等とのネットワークを整備するとともに、早期発見・早期支援開始・指導の継続を目指して中学校区を単位とした地域連携を推進し、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた特別な支援の充実に努めている。

また、「授業のユニバーサルデザイン化」に取り組み、全ての児童生徒が「わかる、できる、楽しい」を実感できる授業改善を図っている。

1. 特別支援教育支援委員会

障害のある幼児児童生徒の適切な就学指導を行うため、玉野市特別支援教育支援委員会を設け、障害の種類及び程度を専門的見地から総合的に判定するとともに、その後の教育支援のあり方について助言している。

2. 障害の実態による適切な就学先での指導

(1) 特別支援学級（知的障害）

知的機能の発達に遅れがあり、身边生活の処理や集団生活への参加が困難であるなど、適応行動に困難をとまなう状態にある児童生徒に対し、行動特性等に十分配慮しながら身边生活の自立を促し、社会生活への適応ができるように指導している。

(2) 特別支援学級（自閉症・情緒障害）

対人関係をうまく保てない、特別な事物にこだわる、環境の変化への対応ができにくいなど、自閉的傾向や情緒不安定により社会的適応能力が不十分な児童生徒に対し、行動特性等に十分配慮しながら、身边生活の自立を促し、集団参加ができるように指導している。

(3) 特別支援学級（肢体不自由）

四肢体幹に永続的な障害がある状態にある子どもに対し、スロープやエレベーターなどの設備を整えるとともに障害の種類と程度に応じて機能訓練を実施し、身边生活の自立ができるように指導している。

(4) 通級指導教室

通常学級に在籍する、言語障害や発達障害等のある児童が、週に数時間の通級による指導を受け、その障害による生活上・学習上の困難さの改善、克服を図るための指導を行っている。市内には、宇野小学校、荘内小学校、胸上小学校、荘内中学校に通級指導教室「スマイル教室」が設置されている。

また、玉野備南高校で通級による指導を行い、高等学校において発達障害等により集団適応等に課題のある生徒への指導体制も整えている。

3. 障害のある幼児児童生徒の支援

重い障害のある幼児児童生徒等が在籍する学校園に学校サポートスタッフや幼稚園に特別支援教育に係る助教師を配置し、障害のある幼児児童生徒の能力の伸長に努めている。

4. 特別支援教育の体制整備

(1) 各校では、特別支援教育推進のための校園内体制を整備し、障害がある幼児児童生徒

の社会的自立を目指して、特別支援教育コーディネーターを中心に、全教職員・保育士による組織的な教育・保育活動に努めている。

- (2) 学校園を中心とした地域の特別支援教育推進体制を充実させ、特別な支援が必要である幼児児童生徒に対し早期からの適切な支援が継続されるよう、玉野市特別支援教育ネットワーク連絡協議会を組織し、中学校区ごとに連携部会を設置して地域力を活かした特別支援教育の体制を整備している。中学校区連携部会は、各中学校区の保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の教員及び担当保健師により組織されている。
- (3) 教育委員会の指導主事に加え、発達障害支援コーディネーター・教育カウンセラー等をメンバーとする特別支援教育サポートチームを組織し、校園支援体制の充実や個別支援の在り方等について指導や支援を行うとともに、関係機関との連携を推進している。
- (4) 特別支援教育に係る研修会を開催したり、教職員等を各地の研究大会や先進地視察に派遣したりすることにより、指導力の向上を図る。
- (5) 通常学級における授業のユニバーサルデザイン化を進め、「わかる授業」の充実を図るとともに、通常学級での特別支援教育指導充実に取り組む。
- (6) 教職員・保育士等の特別支援教育に関する資質向上を図り、幼児児童生徒への適切な支援の充実を図るため、市内全体での特別支援教育の総合的な研究に取り組むとともに、先進地視察や各種研修会を実施する。

5. 特別支援学級在籍者及び通級指導教室通室者数

〔令和6年5月1日現在〕

障害種別	小 学 校		中 学 校	
	児童数	学級数	生徒数	学級数
知的障害	31	9	14	4
自閉症・情緒障害	105	20	41	9
肢体不自由	1	1	0	0
通級指導教室	161	11	14	1
合 計	298	41	69	14
特別支援学級及び通級指導教室設置校数	13校		7校	

※ 高等学校 通級による指導の実施 1校



きめ細やかな個別指導



構造化された自閉症・情緒障害特別支援学級

生徒指導支援と教育相談体制

児童生徒の抱える課題は重複化・多様化・複雑化している。特に、虐待やヤングケアラー等、保健・福祉部局と連携が不可欠な課題もあり、学校園のみで対応するのではなく、外部機関との連携等による総合的な指導支援が求められている。本市では特別支援教育の視点に立った生徒指導支援体制を整えるとともに、幼児期からの継続的な指導・支援を行う本市独自の「教育支援体制」を推進し、学校園が連携し、切れ目のない支援を行うことで、子どもたちの健全育成に取り組んでいる。また、玉野市教育サポートセンターが核となり、学校・家庭・関係機関との連携を強化し、様々な問題の解決に向けて支援している。

1. 玉野市教育支援体制

様々な課題があり学校園での支援計画等の作成により継続的な支援が必要な幼児児童生徒を教育支援児と認定し、各中学校区で関係機関と連携をとりながら支援の継続に取り組んでいる。また教育委員会では、教育支援児の中で重篤な幼児児童生徒を要連携支援児と認定し、学校園とともに関係機関と連携して継続支援に取り組んでいる。

2. 不登校対策施策の推進

不登校問題解決のために登校支援員や別室支援員、学校サポートスタッフを配置して登校支援にあたっている。実態把握を明確に行い、児童生徒一人ひとりの状態に応じた対応を行い、支援対象者リスト等の作成により長期欠席・不登校に関する情報の一元化・可視化を推進する。また、長期欠席ヒアリングを実施し、長期欠席児童生徒への各校の支援に助言をしている。

3. いじめ問題対策連絡協議会の開催

いじめ問題解決のために「玉野市いじめ防止基本方針」を策定し、方針の徹底を図るとともに、学校に対して些細な事案でもいじめと認識して教育委員会へ報告するよう指示している。市のいじめ問題対策連絡協議会では、各校からのいじめ事案や市内全体の傾向を共有し、市の方針を協議している。

4. 玉野市教育サポートセンターの教育相談

適応指導教室（適応指導教育指導員）・教育支援室（教育カウンセラー・心理相談員）の電話・訪問・来所による教育相談を実施するとともに、ケース会議や学校訪問を通じて、情報の共有・連携の強化を図っている。

5. 専門家等の配置・派遣事業

（1）スクールカウンセラー配置事業

国・県の事業に本市独自の施策を加え、すべての小・中・高等学校へスクールカウンセラーを配置し、不登校やいじめ問題等の解決を図るため、児童生徒・保護者及び教職員の支援を行っている。

（2）スクールソーシャルワーカー配置事業

教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを派遣し、解決が困難な事案に対応している。

(3) 保育カウンセラーの派遣

市内全保育園・認定こども園・幼稚園に保育カウンセラーを派遣し、保護者の子育て・就学に関わる相談等に対応している。

6. その他の連絡協議会等

(1) こども未来づくりネットワーク連絡協議会

学校や教育サポートセンター等の市内相談機関の連携を図るとともに、研修会などを行い、諸問題の解決と指導力の向上を図る。

(2) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー連絡協議会

教育サポートセンターとスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図るとともに支援者同士のネットワーク形成を図る。

(3) 不登校を考える保護者の会「ほっとタイム」

不登校の子どもをもつ保護者を対象に、講話や情報交換などを行い、保護者への心理的支援や不登校支援における情報提供を行う。

(4) 子ども・若者支援地域協議会

社会生活を円滑に営む上で不登校やひきこもりなどの困難さがある子ども・若者に対し、関係機関がそれぞれの専門性を生かし、発達段階に応じた切れ目のない継続的支援を行うため、ネットワークの形成を図る。

確かな学力

児童生徒の確かな学力の育成のためには、主体的に学習に向かう意欲が重要であり、本市が進める中学校区一貫教育におけるキャリア教育の中で「なぜ学ぶのか」「どのように学ぶのか」を考え、自分の夢の実現に向かって歩む児童生徒の育成を推進することで、真の学習意欲が身につくものと考えている。

また、授業のユニバーサルデザイン化と主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善、指導と評価の一体化の推進、家庭学習啓発等の子ども一人一人を大切にしたい資質・能力を明確にした指導を充実させることで、子どもたちの学習意欲を高め、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、国際理解教育等、時代に対応した学力向上の取組を展開している。

1. 学校経営アクションプラン作成および教職員の授業力向上

全国及び岡山県学力・学習状況調査等を用いて子どもたちの実態を的確に把握し、学校経営アクションプランを作成及び検証し、その実践により、継続的に様々な取組を推進し学力向上を図っている。また、よりよい授業を行うため、校内研修の充実による教職員の資質向上のための取組を進めている。

2. 専科指導、基礎学力の向上のための非常勤講師配置

小学校において、非常勤講師配置が必要と認められる学級に対して市費により非常勤講師を配置し、専科指導や高学年の教科担任制を推進し、授業の質を高め、児童の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図るとともに、基礎学力定着のための少人数指導等を実施することで、基礎・基本の定着を図っている。

また、中学校においても非常勤講師を配置し、少人数指導や個別指導によるきめ細かな指導を展開して、基礎学力の定着等を図っている。

3. キャリアパスポート（※）の活用

市内全体で共通したキャリアパスポートを活用することで、児童生徒が自身の学びや思考の深まりを確認することができるようにしている。また、キャリアパスポートを定期的に振り返ることで、新たな学習や生活への意欲付けを行う活動や、将来の生き方を考える活動の充実を図っている。

※キャリアパスポートとは、学習の過程や成果等の記録や作品・資料等を収集・保存したもの

4. 外国語活動等国際理解教育の推進

児童生徒が外国人講師と英語で会話する機会を多く確保することによって、英語でコミュニケーションをした実感・達成感を得て、英語に対する興味・関心を高め国際社会で活躍できる人材を育成するため、ALT 配置による英語指導の充実を図っている。

5. 学力学習状況調査の活用

国や県が実施している、学力学習状況調査の結果の分析を行い、児童生徒の学習状況の把握に努めるとともに、各校の状況に応じて改善策の検討や教職員の資質向上のための研修を進めている。

情報教育

コンピュータなどの情報機器やインターネットなどの情報通信ネットワークを活用し、児童生徒の学習を発展・拡充するとともに、情報モラル教育の推進を図り、正しい情報活用能力の育成に努めている。

1. 情報教育の推進

各校にコンピュータや学習用端末などの情報機器の導入をすすめ、校務の効率化を図るとともに、児童生徒の学習を発展させるためのICT機器活用を推進している。

また、「玉野市学校におけるICT教育環境の充実及び校内LAN管理運用について」および「利活用促進計画（GIGAスクール構想ハンドブック）」により、校内体制の整備を図り、組織的な取組によって、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、学校における情報セキュリティの適切な管理運用に努めている。

1人1台学習用端末及び高速大容量回線の通信ネットワークを整備し、GIGAスクール構想実現に向けた取り組みを進め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのないように、個別最適化された学びや創造性を育む学びを推進している。

学校教育においては、児童生徒の存在及び取り扱う情報の多様性・多目的性等を考慮したセキュリティ対策が必要であり、教育DXが進展する中で、教育委員会及び学校に必要とされるセキュリティ対策は高度化し、ますます重要度を増している。

このことから、令和5年4月に、実態に応じた実効性の高い『教育情報セキュリティポリシー』を作成し、学校における情報セキュリティ対策を講じている。

2. 教員の研修

児童生徒の情報活用能力を育成するため、教職員の指導力向上のための研修を継続的に実施するとともに、情報セキュリティに対する意識の高揚に努めている。

3. 情報機器の導入状況 [令和6年5月1日現在]

(1) 学習用端末

- ・導入端末 Chromebook（機種名：Acer Chromebook Spin551 R752T-G2）
- ・導入台数

区分	学校名	台数			
			児童生徒数	教員用	予備
小学校	田井小学校	432	392	29	11
	築港小学校	114	95	16	3
	宇野小学校	210	184	21	5
	玉小学校	101	86	13	2
	玉原小学校	142	121	17	4
	日比小学校	123	106	13	4
	第二日比小学校	119	100	16	3
	山田小学校	76	62	12	2
	後閑小学校	29	19	9	1

区分	学校名	台数			
			児童生徒数	教員用	予備
小学校	荘内小学校	753	688	46	19
	八浜小学校	190	173	12	5
	大崎小学校	103	90	10	3
	鉾立小学校	48	38	8	2
	胸上小学校	105	86	17	2
	計	2,545	2,240	239	66
中学校	宇野中学校	352	311	32	9
	玉中学校	139	111	24	4
	日比中学校	125	101	20	4
	山田中学校	49	35	12	2
	荘内中学校	394	356	28	10
	八浜中学校	146	126	16	4
	東児中学校	86	66	18	2
	計	1,291	1,106	150	35
高校	玉野商工高等学校	113	70 (貸出用)	43	—
	玉野備南高等学校	66	52	14	—
	計	179	122	57	—
合計		4,015	3,468	446	101

(2) PC 教室等

学 校 名	PC導入台数
玉野商工高等学校	192
玉野備南高等学校	34

学 校 給 食

1. 学校給食の充実

児童生徒の健全な心身の発達と望ましい食習慣の形成、望ましい人間関係の育成を図り、家庭・学校・地域社会の連携や協力体制の確立に努め、給食の教育的効果を高めるとともに、新学校給食センターを最大限に活用し、魅力ある献立づくりなど学校給食の充実を図る。

また、食物アレルギーを有する児童生徒に対して、2品目の除去食対応を行い、学校給食のさらなる充実を図る。

2. 1人1食当たり給食基準額

[令和6年5月1日現在]

区 分	一 食 単 価				年間予定回数
	主 食	牛 乳	副 食	計	
小 学 校	66.79円	66.25円	176.95円	310円	192回
中 学 校	73.20円	66.25円	210.55円	350円	180回

3. 給食センター

[令和6年5月1日現在]

施 設 区 分		学 校 給 食 セ ン タ ー
所 在 地		築港5丁目22-1
T E L		31-6441
敷 地 面 積		15,541 m ²
延 床 面 積		2,093.45 m ²
給 食 開 始		令和4年9月1日
調 理 能 力		3,800食／日 (アレルギー対応食：50食／日)
給食実施 人 員	小学校	14校 2,239人
	中学校	7校 1,106人
	計	21校 3,345人

4. 学校給食における食育推進事業の取組

学校給食を「生きた教材」として活用し、望ましい生活習慣の確立に向けた指導を実施する。また、給食での地場産物の活用並びに市内小中学校の児童生徒が考えた献立を実施する「たまのチャレンジ献立」を募集することにより、児童生徒の「食」への関心を高めている。

各校での食育活動を積極的に推進することで、食べ物を大切に、食べ物の生産等に関わる人々への感謝の心を育てる。

学校園保健

1. 学校園保健の充実

学校教育・保育の円滑な実施とその成果を確保するためには、幼児児童生徒が心身ともに健康でなければならない。そのため本市では、学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施して、疾病異常の早期発見、早期治療に努めるとともに、長期疾病（心臓病・腎臓病・脊柱側弯）の管理体制の整備にも努めている。今後は、さらに医療、保健機関及び家庭との協力体制を密にして、幼児児童生徒がより健康な学校生活を送れるよう保健管理の強化を図っている。

また、教職員には、結核検診、定期健康診断を実施し、健康管理に努めるとともに、養護教諭等のB型肝炎感染予防にも配慮している。

2. 学校園医、学校園歯科医、学校園薬剤師の配置基準及び委嘱数

〔令和6年5月1日現在〕

科 別 学校別		学校・園医	学校・園歯科医	学校・園薬剤師
委嘱医師 人数	保・認	9人	9人	—
	幼	5人	5人	5人
	小	14人	14人	14人
	中	7人	7人	7人
	高	2人	2人	2人
計		37人 (15人)	37人 (23人)	28人 (12人)

※複数校のかけ持ち有り。（ ）は実人員

特 別 保 育

保護者の就労形態の多様化による多様な保育ニーズの高まりに対応するため、また、子育て世帯の負担軽減を図るために、各種の特別保育を実施している。

1. 延長保育

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴い、保育時間の延長に対する需要に対応するため、通常の保育時間を超えた延長保育を実施している。

《区分1》

項 目	内 容
実施園	・ 玉原認定こども園 ・ 大崎認定こども園 ・ サンマリン認定こども園 ・ 築港ちどり保育園 ・ 槌ヶ原ちどり保育園 ・ 紅陽台ちどり保育園
対象者	実施園に在籍する者のうち、保育認定を受けている者
実施日	月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。
対象時刻	午後 6 時から午後 7 時まで
負担金	30 分ごとに 150 円

《区分2》

項 目	内 容
実施園	市内保育園及び認定こども園 全園
対象者	実施園に在籍する者のうち、保育短時間認定を受けている者
対象時刻	午前 7 時から午前 8 時 30 分まで 午後 4 時 30 分から午後 6 時まで
負担金	30 分ごとに 100 円

※児童一人当たりの一か月の負担金額は、区分1及び区分2の負担金額を合計した金額（上限 3,500 円）

2. 一時預かり事業（一時保育）

保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童に対し、一時預かり事業（一時保育）を実施している。

（１）一般型

項 目	内 容
実施場所	・玉原地域子育て支援センター（玉原認定こども園内） ・サンマリン認定こども園 ・築港地域子育て支援センター（築港ちどり保育園内） ・槌ヶ原地域子育て支援センター（槌ヶ原ちどり保育園内）
対象児童	市内に住所を有する者で、特定教育・保育施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）又は地域型保育事業を利用していない小学校就学前の児童
保育時間	月曜日～土曜日 8:30～17:00 までの必要な時間
利用制限	1人当たり月13日まで
負担金	1日1,800円（減免あり）

（２）幼稚園型

《認定こども園（教育利用）》

項 目	内 容
実施園	・玉認定こども園 ・大崎認定こども園 ・サンマリン認定こども園 ・玉原認定こども園 ・八浜認定こども園
対象児童	実施園に在籍する者（教育利用児童に限る。）
保育時間	月曜日～金曜日 13:30～16:30
利用制限	月5日
負担金	1日500円

《幼稚園》

項 目	内 容
実施園	5園（田井・宇野・日比・荘内・荘内南）
対象児童	実施園に在籍する者
保育時間	月曜日～金曜日 教育時間終了後～概ね16:30まで
利用制限	月5日
負担金	1日500円

3. 休日保育（市独自事業）

就労形態の多様化に伴い、日曜・祝日等の保護者の就労により児童が保育に欠ける状況に対応するため、また、保護者の子育てと就労の両立支援及び児童の健全育成への寄与を目的とし、休日保育（市独自事業）を実施している。

項目	内容
実施園	・ 築港ちどり保育園
対象児童	市内に住所を有する者で、市内の保育所及び認定こども園において保育を受けており、健康で日常生活に支障がない児童
実施日	日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日のうち園が指定する日（月に2回） ※年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
保育時間	7:30～18:00
負担金	3歳未満児：1日2,200円 3歳以上児：1日1,800円

地域子育て支援センター

核家族化の進行、出生率の低下等に対応して、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図ることを目的に、「地域子育て支援センター」を設置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援及び地域の保育需要に応じた特別保育事業等を実施している。

項目	内容
実施場所	・ 玉原地域子育て支援センター（玉原認定こども園内） ・ 築港地域子育て支援センター（築港ちどり保育園内） ・ 槌ヶ原地域子育て支援センター（槌ヶ原ちどり保育園内） ・ 玉野市児童館
開所日時	月曜日～土曜日 8:30～17:00 ※玉野市児童館は火曜日～日曜日 9:00～17:00
実施事業内容	・ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・ 子育て等に関する相談、援助の実施 ・ 地域の子育て関連情報の提供 ・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）
利用定員	なし
負担金	なし

学校園施設

1. 保育園・認定こども園

[令和6年5月1日現在]

区分 施設名	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	運動場面積 (㎡)	建設年月	構 造	備 考
田井保育園	1,693	614	1,033	S45. 6	鉄骨平屋	
宇野保育園	1,585	374	1,201	S41. 2	木造平屋	
玉認定こども園	1,976	432	488	S35. 2	木造平屋	
玉原認定こども園	5,394	980	4,404	S47. 3 S54. 3 S48. 4	R C 平屋 " "	① 666㎡ ② 287㎡ ③ 80㎡
和田保育園	2,664	661	1,993	S63. 3	R C 平屋 木造平屋	① 580㎡ ② 81㎡
渋川保育園	2,806	822	1,984	S57. 2	R C 2階	
大崎認定こども園	3,322	590	2,446	S49. 3	R C 平屋	
八浜認定こども園	3,382	590	2,792	S54. 2	R C 平屋	
サンマリン認定こども園	5,084	1,267	1,835	H16. 3	鉄骨平屋	

※丸数字は棟番号

2. 幼稚園

区分 施設名	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	運動場面積 (㎡)	建設年月	構 造	備 考
田井幼稚園	1,808	817	835	S48. 2	R C 2階	① 798㎡
宇野幼稚園	1,703	800	699	S46.3~S50.8 S46. 3 " " S54.12	R C 2階 R C 平屋 " 鉄骨平屋 R C 平屋	① 262㎡ ② 245㎡ ③ 171㎡ ④ 22㎡ ⑤ 94㎡
日比幼稚園	3,765	858	1,357	S42.3~S47.3 S51. 2	P C 平屋 R C 平屋	① 671㎡ ④ 146㎡
荘内幼稚園	4,704	683	2,212	S44.2~H12.3 S44. 2 H12. 3	P C 平屋 " 鉄骨平屋	① 153㎡ ② 442㎡ ⑥ 88㎡
荘内南幼稚園	2,376	575	1,386	S55. 3	R C 2階	① 569㎡

※丸数字は棟番号

3. 小 学 校

区 分 施設名		敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	運動場面積 (㎡)	建設年月	構 造	備 考
田井小	校 舎	10,399	4,616	4,427	S49. 3 S52. 12 H23. 8 H25. 7	R C 2階 R C 3階 R C 3階 R C 3階	⑦ 538㎡ ⑰ 381㎡ ⑱ 1,713㎡ ⑳ 1,876㎡
	体 育 館		520	—	S50. 2	鉄骨	⑨ 520㎡
	プ ー ル		345	—	S50. 7	R C	25m5コース
築港小	校 舎	14,693	3,635	5,730	H 7. 3 〃 〃	R C 3階 〃 〃	⑯ 1,380㎡ ⑰ 1,425㎡ ⑱ 713㎡
	体 育 館		515	—	S45. 2	鉄骨	⑨ 475㎡
	プ ー ル		345	—	S49. 8	R C	25m5コース
宇野小	校 舎	11,300	3,739	5,494	S58. 3 S59.2～S60.3	R C 4階 〃	⑱ 1,568㎡ ㉑ 2,072㎡
	体 育 館		481	—	S41. 12	鉄骨	⑩ 481㎡
	プ ー ル		349	—	S46. 7	R C	25m5コース
玉小	校 舎	12,753	3,015	6,201	H23. 10 H23. 10 H24. 12	R C 2階 R C 2階 R C 2階	⑪ 1,061㎡ ⑫ 560㎡ ⑮ 1,304㎡
	体 育 館		540	—	S48. 2	鉄骨	⑥ 540㎡
	プ ー ル		345	—	S48. 7	R C	25m5コース
玉原小	校 舎	28,782	4,332	9,194	S51. 3 S52. 2 S51.3～S52.2 S52. 2	R C 3階 〃 R C 2階 R C 3階	① 1,329㎡ ⑩ 1,253㎡ ⑯ 403㎡ ⑱ 1,196㎡
	体 育 館		729	—	S54. 2	鉄骨	⑫ 729㎡
	プ ー ル		367	—	S54. 7	R C	25m5コース
日比小	校 舎	19,134	3,188	7,166	S47. 3 S57. 3 H25. 12	R C 3階 R C 2階 〃	⑧ 1,439㎡ ⑭ 466㎡ ⑰ 1,195㎡
	体 育 館		540	—	S49. 3	鉄骨	⑨ 540㎡
	プ ー ル		367	—	S49. 7	R C	25m5コース
第二日比小	校 舎	16,723	4,437	10,108	S54.3～S55.3 S56. 3	R C 3階 〃	⑰ 2,268㎡ ⑲ 2,044㎡
	体 育 館		726	—	S59. 2	鉄骨	㉑ 726㎡
	プ ー ル		367	—	S45. 8	R C	25m5コース

※丸数字は棟番号

区分 施設名		敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	運動場面積 (㎡)	建設年月	構 造	備 考
山田小	校 舎	8,756	2,584	4,915	H 6. 3 〃	R C 3 階 〃	⑮ 1,409㎡ ⑰ 1,118㎡
	体 育 館		727	—	H 6. 3	鉄骨	⑳ 727㎡
	プ ー ル		345	—	S 52. 7	R C	25m5コース
後閑小	校 舎	12,337	2,316	5,468	S49.3~S50.3 S50.3~S55.3 H16. 2	R C 2 階 〃 〃	⑥ 527㎡ ⑭ 787㎡ ⑬ 887㎡
	体 育 館		440	—	S 56. 3	鉄骨	⑧ 440㎡
	プ ー ル		225	—	S 58. 7	R C	25m4コース
荘内小	校 舎	24,523	5,033	13,966	S42.3~H26.2 S44.3~S50.3 S 45. 3 S 54. 3	R C 3 階 〃 R C 2 階 R C 3 階	① 1,761㎡ ② 1,431㎡ ③ 508㎡ ⑪ 1,078㎡
	体 育 館		542	—	S 49. 3	鉄骨	⑦ 542㎡
	プ ー ル		375	—	S 40. 3	R C	25m7コース
八浜小	校 舎	12,654	3,697	6,089	S40.3~S41.3 S 56. 3 H10. 8 H10. 8 H16.10	R C 3 階 〃 〃 鉄骨 3 階 R C 平屋	② 1,272㎡ ⑨ 658㎡ ⑯ 1,527㎡ ⑮ 18㎡ ⑰ 20㎡
	体 育 館		493	—	S 46. 2	鉄骨	⑦ 443㎡
	プ ー ル		350	—	H22. 1	R C	25m5コース
大崎小	校 舎	16,529	2,694	7,475	S47.3~S54.2 S 57. 2 H11. 7 H13. 3	R C 平屋 R C 2 階 〃 〃	⑤ 450㎡ ⑬ 736㎡ ⑰ 606㎡ ⑱ 800㎡
	体 育 館		520	—	S 51. 2	鉄骨	⑦ 520㎡
	プ ー ル		345	—	S 53. 7	R C	25m5コース
鉾立小	校 舎	10,235	2,531	6,328	S 8. 2 H 8. 2	木造平屋 R C 2 階	① 1,144㎡ ⑱ 1,224㎡
	体 育 館		521	—	S 54. 2	鉄骨	⑫ 521㎡
	プ ー ル		355	—	S 63. 7	R C	25m5コース
胸上小	校 舎	12,422	2,828	8,368	S57.3~S58.3 S58.3~S59.2	R C 3 階 〃	⑮ 1,672㎡ ⑯ 1,063㎡
	体 育 館		776	—	H 7. 2	鉄骨	㉒ 776㎡
	プ ー ル		330	—	S 62. 7	R C	25m5コース

※丸数字は棟番号

4. 中 学 校

区 分 施設名		敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	運動場面積 (㎡)	建設年月	構 造	備 考
宇 野 中	校 舎	18,254	6,476	7,285	H2.3~H5.3 H3.3~H4.3 H4.3~H5.3 H 5. 3	R C 3 階 〃 〃 〃	⑳ 2,078㎡ ㉑ 1,169㎡ ㉒ 2,286㎡ ㉓ 881㎡
	体 育 館 武 道 場		1,922	—	H17. 7	RC一部鉄骨2階	㉔ 1,922㎡ (内) 武道場405㎡
	部 室		75	—	H 4. 3	C B 平屋	㉕-2 75㎡
玉 中	校 舎	18,138	3,913	9,423	S51.4~S53.3 S61.1~S62.2	R C 4 階 R C 3 階	⑮ 2,832㎡ ㉖ 1,022㎡
	体 育 館 武 道 場		1,766	—	H12. 8	RC一部鉄骨2階	㉗ 1,766㎡ (内) 武道場391㎡
日 比 中	校 舎	40,840	5,788	14,900	H3.3~H4.3 H4.3~H5.3	R C 3 階 〃	⑮ 2,607㎡ ⑯ 3,116㎡
	体 育 館		1,343	—	H 6. 3	鉄骨	⑰ 1,343㎡
	部 室		90	—	H 5. 3	C B 平屋	⑰-2 90㎡
山 田 中	校 舎	14,351	2,040	8,989	S 55. 3 S 56. 3 H31. 3	R C 3 階 〃 木造平屋	⑪ 1,040㎡ ⑫ 816㎡ ⑬ 164㎡
	体 育 館		792	—	S 52. 2	鉄骨	⑦ 792㎡
荘 内 中	校 舎	22,588	4,197	12,214	S 57. 3 S 58. 3 〃	R C 4 階 〃 R C 平屋	⑱ 1,892㎡ ㉘ 1,920㎡ ㉙ 327㎡
	体 育 館		850	—	S 59. 2	鉄骨	㉚ 828㎡
	部 室		44	—	H 5.10	C B 平屋	㉛ 44㎡
八 浜 中	校 舎	19,345	2,225	10,318	S 49. 3 S 50. 3 S 59. 2 H29. 3	R C 2 階 〃 〃 木造平屋	⑨ 577㎡ ⑫ 833㎡ ⑮ 496㎡ ⑰ 269㎡
	体 育 館		866	—	S 47. 3	鉄骨	⑧ 866㎡
	部 室		29	—	H 5.10	C B 平屋	⑯-2 29㎡
東 児 中	校 舎	16,906	2,818	9,405	S 32. 3 S 36.10 S61.3~S63.3	木造平屋 〃 R C 4 階	⑤-1 107㎡ ⑦ 183㎡ ⑯ 2,425㎡
	体 育 館 武 道 場		952	—	S 46. 3 S 32. 3	鉄骨 木造平屋	⑩ 799㎡ ⑤-2 123㎡
	部 室		28	—	H 7. 1	C B 平屋	㉜ 28㎡

※丸数字は棟番号

5. 高等学校

施設名		敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	運動場面積 (㎡)	建設年月	構 造	備 考
玉野商工高校	校 舎	43,530	7,962	14,001	S58.2~S59.12 H10. 9 H27.3~H28.2 H27. 5	R C 3 階 R C 5 階 鉄骨 2 階 鉄骨 4 階	⑯ 681㎡ ⑱ 4,489㎡ ㉔ 377㎡ ㉕ 2,223㎡
	体 育 館 武 道 場		1,238	—	S 52. 9 S 41. 12	鉄骨 鉄骨 2 階	⑮ 1,073㎡ ⑥-2 165㎡
	部 室		74	—	H21. 5	C B 平屋	㉓ 74㎡
玉野備南高校	校 舎	21,581	2,941	6,348	H 8. 7 〃 〃	R C 3 階 〃 鉄骨平屋	⑬ 1,999㎡ ⑭ 477㎡ ⑮ 465㎡
	体 育 館		878	—	S 43. 2	鉄骨	⑪ 878㎡ 日比中から移管

※丸数字は棟番号

生涯学習・社会教育の推進

◎生涯学習の推進

生涯学習社会の形成に向けて、市民の多様な学習活動を支援し、学習環境の整備・充実を図る。

1. 生涯学習推進体制の整備・充実

(1) 「生涯学習たまの」の実現をめざして

「みんなで築くたまのプラン（玉野市総合計画）」及び「玉野市生涯学習基本計画（第2次）」に基づき、生涯学習活動の効果的な推進を図る。

(2) 学習情報の提供、学習相談の充実

生涯学習に関する資料や情報を収集・整理し、講座ガイドや市のホームページを通じて学習情報の提供を図るとともに、生涯学習に関する相談機能の整備に努める。

2. 学習機会の充実

(1) 市民の学習ニーズに適切に対応するため、生涯学習センターや公民館等における講座の内容充実を図る。

(2) 職員や市民ボランティア講師が地域に出向き、市民の自主的な学習活動を支援することができるよう、まちづくり出前講座の充実を図る。

◎社会教育活動の充実

市民が多様な学習活動に取り組める環境を整備する。また、社会教育関係団体の育成・指導を図る。

1. 玉野市子ども総合プラン

(1) たまのっ子育成支援委員会

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と連携し、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を図るため、地域学校協働活動・家庭教育等を支援する。

(2) 地域子ども楽級

① コーディネーターを配置し、学校との連携も含め総合的な推進を図る。

② 地域の大人の参画を得て、子どもたちに、様々な体験・交流・学習活動「おさらい会」の機会を提供することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の^{かんよう}涵養を図る。

③ 県主催の合同研修会、コーディネーター等研修会に積極的に参加し、関係者の情報共有・資質向上を推進する。

2. 子育て支援・家庭教育

(1) 地域学校協働本部事業

学校と地域のそれぞれの求めに応じて、学校と地域が協働して行う活動を通じて、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子育てをする協働体制の構築を図る。

(2) 家庭教育支援事業

全小・中学校及び希望する保育園・認定こども園・幼稚園で家庭教育の講座「子育て親育ち講座」を実施する。

3. 青少年教育

(1) 二十歳の式開催事業

二十歳の門出を祝い、社会人としての自覚を促す。第2部「はたちの集い」は、二十歳の式実行委員が企画運営を行う。

4. 人権教育の推進

(1) 人権教育推進委員会の開催

市の全体的な人権教育の推進を図るための企画・調整を行う。

(2) 人権教育課題別研修講座

様々な人権問題に関する講座を開設し、広く市民に学習機会を提供する。

(3) P T A人権教育研修会

保護者を対象に人権教育について学習する機会を設け、人権意識の高揚を図る。

(4) 就学前人権教育推進事業

幼児の人権尊重の精神の芽生えを育む保育の実現をめざす研修会を実施する。

(5) 学校教育における人権教育の推進

人権に関する知識理解の深化や豊かな人権感覚の育成を目指した人権教育推進を図る。人権に関する内容の研修会や各校での取り組みを充実させ、人権に関する知識理解の深化や豊かな人権感覚の育成を目指した人権教育の推進を図る。

5. 社会教育関係団体の育成

P T A、子ども会、文化団体等の育成に努め、主体的な団体活動の支援の充実を図る。

令和6年度玉野市地域子ども楽級（子ども楽級）登録者数・年間実施回数

令和6年6月1日現在

	楽級名	小学校区	児童数	登録児童数	登録児童数の割合		年間実施 予定回数
1	たい	田井小学校	392	100	26%		61
2	ちっこう	築港小学校	95	41	43%		35
3	うの	宇野小学校	184	36	20%		27
4	たま	玉小学校	86	8	9%		15
5	たまはら	玉原小学校	120	11	9%		19
6	わだ	日比小学校	106	26	25%		16
7	ひび	第二日比小学校	99	32	32%		17
8	やまだ・ごかん	山田小学校	62	15	24%	21%	13
		後閑小学校	19	2	11%		
9	しょうない	荘内小学校	689	72	10%		14
10	はちはま	八浜小学校	173	43	25%		14
11	おおさき	大崎小学校	90	27	30%		14
12	ほこたて	鉾立小学校	38	9	24%		16
13	むねあげ	胸上小学校	86	9	10%		17
合計			2,239	431	19%		278

令和6年度玉野市地域子ども楽級（おさらい会）登録者数・年間実施回数

令和6年6月1日現在

	楽級名	小学校区	3年生児童数	登録児童数	登録児童数の割合	年間実施 予定回数
1	たい	田井小学校	休 止 子ども楽級で「寺子屋」を開催			
2	ちっこう	築港小学校	14	7	50%	15
3	うの	宇野小学校	24	10	42%	11
4	たま	玉小学校	15	5	33%	9
5	たまはら	玉原小学校	21	4	19%	12
6	わだ	日比小学校	20	16	80%	15
7	ひび	第二日比小学校	19	7	37%	12
8	やまだ	山田小学校	9	5	56%	10
9	ごかん	後閑小学校	休 止			
10	しょうない	荘内小学校	142	68	48%	9
11	はちはま	八浜小学校	33	20	61%	13
12	おおさき	大崎小学校	16	13	81%	12
13	ほこたて	鉾立小学校	6	5	83%	9
14	むねあげ	胸上小学校	16	15	94%	13
合計			335	175	52%	140

まちづくり出前講座実施状況

分 野	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施件数(%)		実施件数(%)		実施件数(%)		実施件数(%)	
教 養	9	6.98%	4	1.79%	11	4.01%	4	1.29%
環 境	8	6.20%	87	39.01%	10	3.65%	13	4.18%
消 費	0	0.00%	0	0.00%	1	0.36%	2	0.64%
健 康	5	3.88%	2	0.90%	4	1.46%	3	0.96%
福 祉	1	0.78%	4	1.79%	0	0.00%	6	1.93%
まちづくり	0	0.00%	2	0.90%	3	1.09%	1	0.32%
娯 楽	0	0.00%	0	0.00%	1	0.36%	1	0.32%
教 育	6	4.65%	10	4.48%	※ 22	8.03%	※ 29	9.32%
防 災	58	44.96%	89	39.91%	180	65.69%	186	59.81%
安心・安全・交通	7	5.43%	20	8.97%	20	7.30%	39	12.54%
産 業	3	2.33%	0	0.00%	2	0.73%	7	2.25%
男女共同	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%		
医 療	0	0.00%	1	0.45%	7	2.55%	6	1.93%
民間講師	32	24.81%	4	1.79%	7	2.55%	9	2.89%
社会福祉協議会	0	0.00%	0	0.00%	6	2.19%	5	1.61%
計	129	100.00%	223	100.00%	274	100.00%	311	100.00%

※教育分野の実施内容(令和5年度)

講座名	回数	参加人数
子どもがぐんぐん伸びる子育てとは!?	1	15
メディアとのつきあい方を考えよう	—	—
GIGAスクール構想で学校が変わる!	—	—
発達障害の子どももぐんぐん伸びるサポート	—	—
幼児期・学齢期からの性の多様性	—	—
玉野市の教育保育教えます!	1	20
図書館ツアー ～図書館の使い方～	4	199
子どもの心の声に耳を傾けて	3	107
心をはぐくむ食生活～学校給食をとおして～	20	329
	29	670

芸術文化の普及と振興

1. 玉野市芸術・文化振興助成事業

玉野市芸術・文化振興助成事業を実施し、市内の文化・芸能団体に助成を行っている。

【募集期間】令和6年7月1日（月）～7月31日（水） 【助成金】上限18万円

年度	助成件数	助 成 内 容
令和5年度	2件	楽器購入（玉野ウインドオーケストラ）
令和4年度	0件	—
令和3年度	0件	—

2. 市民コンサート事業

市内のアマチュア演奏家の資質向上を図るため、コンサートを開催し、市内のコーラス、吹奏楽のグループを一堂に会したフェスティバルを実施している。

☆令和6年度市民コンサート事業計画

料金	開催予定日	事 業 内 容	開 催 場 所
無料	9月22日（日）	楽しいコンサートInTAMANO	中央公民館 多目的室（大）
	10月13日（日）	玉野合唱祭	荘内公民館 多目的ホール
	12月15日（日）	玉野吹奏楽フェスティバル	日比中学校 体育館
有料	4月21日（日）	交響曲第九番「合唱付」	レクレセンター アリーナ
	3月23日（日）	2024市民コンサート	荘内公民館 多目的ホール

3. トップアーティスト招へい事業

本市の芸術文化を担う人材の育成ならびに本市芸術文化の振興を目的に、国内外で活躍するアーティストを招へいし、広く子ども等に優れた文化に接する機会を提供する事業を実施する団体または市内の小・中学校に対して補助金を交付する。

【募集期間】令和6年5月1日（水）～5月31日（金） 【補助金】上限25万円

年度	補助件数	事 業 内 容
令和5年度	3件	・玉野みなと芸術フェスタ実行委員会（すごいぞ、オカリーナ） ・八浜中学校（西川悟平トーク&ピアノコンサート） ・MOA美術館玉野児童作品展実行委員会（MOA美術館「アウトリーチ（美術鑑賞授業）と美術講演会」）
令和4年度	1件	・玉野みなと芸術フェスタ実行委員会（すごいぞ、オカリーナ）
令和3年度	3件	・玉野みなと芸術フェスタ実行委員会（すごいぞ、オカリーナ） ・東児中学校（芸術鑑賞会） ・宇野中学校（芸術鑑賞教室・落語）

※令和6年度・・・申請団体（4件）7月に審査・決定

4. 文化協会

22 部門、約 90 団体で構成

俳句、川柳、短歌、日本画、洋画、茶道、華道、書道、ペン字、邦楽、写真、詩吟、民踊、管弦楽、陶芸、山野草、表装文化、玉野太鼓、合唱、ギター・マンドリン、吹奏楽、ジャズバンド

文化財の保護・保存と活用

1. 文化財保護・整備事業

貴重な文化遺産を重要文化財等へ指定したり、国の制度に登録申請したりするなど、適切な保護・保存に努める。また、郷土資料展示コーナーの企画展示や玉野の歴史、文化に関する学習会等の実施、文化財に関する情報提供を行うなど、文化財保護意識の高揚及び地域文化の継承発展に努める。



八浜のだんじり
(平成 30 年 3 月 6 日県指定)



波知の獅子舞
(昭和 57 年 3 月 18 日市指定)



和鏡（玉野市教育委員会所有）
(昭和 43 年 1 月 11 日市指定)



木造 阿弥陀如来立像
(三宝院所有)
(平成 30 年 2 月 27 日市指定)

指定文化財

種 類	名 称	種別	員数	所有者または管理者	所 在 地	指定年月日
重文(県)	高 心 の 墓	建	1	後 閑 区 有	後閑西湖寺跡	S 34. 3. 27
〃	不動明王二童子画像	絵	1	蓮 華 庵	田 井	S 35. 4. 26
〃	脇 差 銘 盛 光	工	1	個 人 蔵	田 井	S 35. 8. 23
〃	脇 差 銘 康 光	工	1	個 人 蔵	田 井	S 38. 3. 30
〃	木 造 冥 界 群 像	彫	20	正 蔵 院	滝	H 10. 3. 24
〃	秀 天 橋	建	1	玉 野 市	槌 ケ 原	H 20. 3. 7
重民(県)	八 浜 の だ ん じ り	有民	2	八浜壇尻奴保存会	八 浜 町 八 浜	H 30. 3. 6
重文(市)	不 動 明 王 立 像	彫	1	金 剛 寺	八 浜 町 八 浜	S 33. 1. 9
〃	金 剛 寺 文 書	古	3	金 剛 寺	八 浜 町 八 浜	〃
〃	八 浜 八 幡 宮 棟 札	古	2	八 浜 八 幡 宮	八 浜 町 八 浜	〃
〃	薬 師 如 来 坐 像	彫	1	正 蔵 院	滝	〃
〃	平 形 銅 剣	考	1	個 人 蔵	滝	〃
〃	出 崎 の 和 鏡	考	1	玉野市教育委員会	宇 野	〃
〃	十一面観音菩薩立像	彫	1	観 音 院	日 比	S 34. 5. 7
〃	聖 観 音 菩 薩 立 像	彫	1	無 動 院	山 田	〃
〃	道 清 夫 婦 の 墓	建	1	長谷井道清子孫一同	八 浜 町 大 崎	S 36. 3. 27
〃	太 刀 千 手 院	工	1	個 人 蔵	築 港	S 37. 4. 13
〃	短 刀 貞 次	工	1	個 人 蔵	和 田	〃
〃	脇 差 国 広	工	1	個 人 蔵	和 田	〃
〃	聖 観 音 菩 薩 立 像	彫	1	蓮 光 院	八 浜 町 八 浜	S 41. 6. 9
〃	阿 弥 陀 如 来 坐 像	彫	1	金 剛 寺	八 浜 町 八 浜	〃
〃	菅 井 の 和 鏡	考	2	玉野市教育委員会	宇 野	S 43. 1. 11
〃	備州長船康光大小刀	工	2	個 人 蔵	和 田	S 44. 3. 22
〃	備 州 長 船 師 光	工	1	個 人 蔵	玉	〃
〃	快 神 社 本 殿	建	1	八 浜 八 幡 宮	八 浜 町 八 浜	S 49. 12. 26
〃	地 蔵 菩 薩 立 像	彫	1	中 蔵 院	北 方	〃
〃	阿 弥 陀 如 来 立 像	彫	1	明 王 院	番 田	〃
〃	聖 観 音 菩 薩 立 像	彫	1	龍 乗 院	東 田 井 地	〃
〃	不 動 明 王 立 像	彫	1	常 楽 院	梶 岡	〃
〃	地 蔵 菩 薩 立 像	彫	1	三 宝 院	胸 上	〃

種 類	名 称	種別	員数	所有者または管理者	所 在 地	指定年月日
重文(市)	大 師 画 像	絵	1	三 宝 院	胸 上	S 49. 12. 26
〃	友 林 堂	建	1	個 人 蔵	宇 藤 木	S 52. 1. 14
〃	山 下 家 の 墓	建	1	個 人 蔵	八 浜 町 八 浜	S 57. 3. 18
〃	懸 仏 基 板	歴	1	早 瀧 比 咩 神 社	滝	H 26. 3. 25
〃	木造阿弥陀如来立像	彫	1	三 宝 院	胸 上	H 30. 2. 27
史跡(市)	孫 座 古 墳	史		個 人 蔵	田 井	S 36. 3. 27
〃	戸川幽林、日賢・日教の墓	史		個 人 蔵	宇 藤 木	〃
〃	大崎八幡宮宮山一帯	史		個 人 蔵	八 浜 町 大 崎	S 33. 2. 27
〃	常 山 城 跡	史		玉 野 市	宇 藤 木	S 39. 6. 25
〃	石島の弥生式集団墓	史		玉 野 市	石 島	S 49. 12. 26
重民(市)	聴 聞 行 事	無民		東 児 結 衆	東 児 地 区	S 49. 12. 26
〃	波 知 の 獅 子 舞	無民	一式	—	八 浜 町 波 知	S 57. 3. 18
〃	玉 野 の 盆 お ど り	無民	一式	—	市 内 一 円	〃
〃	八 浜 の 秋 祭 り	無民	一式	八浜町並保存推進委員会	八 浜 町 八 浜	H 21. 6. 1
国登録	龍乗院本堂・鐘楼門・石段・石垣	建	3	龍 乗 院	東 田 井 地	H 19. 7. 31
〃	旧専売局味野収納所山田出張所	建	2	玉 野 市	山 田	H 23. 10. 28

(凡例) 〔重文(県)〕重要文化財(県) 〔重文(市)〕重要文化財(市)

〔重民(県)〕重要民俗文化財(県) 〔重民(市)〕重要民俗文化財(市)

〔国登録〕登録有形文化財

(建)建造物 (絵)絵画 (彫)彫刻 (工)工芸品 (古)古文書 (考)考古資料

(歴)歴史資料 (史)史跡・名勝・天然記念物

(有民)有形民俗文化財 (無民)無形民俗文化財



木造冥界群像

(平成 10 年 3 月 24 日県指定)



孫座古墳

(昭和 36 年 3 月 27 日市指定)

スポーツの推進

1. 生涯スポーツの推進

玉野スポーツネットワーク J V 及び各公民館と連携を図り、地域に密着し、そして地域のだれでもが気軽に参加できるスポーツ教室を開催するとともに、年齢や適性に合ったスポーツ活動のプログラム内容の充実を図り、気軽に参加できる「総合スポーツクラブ」の育成に努める。また、スポーツ推進委員会を中心としたファミリースポーツの講習や大会を通じ、ニュースポーツの普及に努めている。さらに、平成 30 年度からは、スポーツ庁の「地域課題に対応した障害者スポーツ実施環境整備事業」を活用し、障害者スポーツの推進にも取り組んでいる。

2. 競技スポーツの向上

スポーツ協会を中心に選手層の拡充と育成を図り、競技スポーツの競技力向上のため、各種競技団体の組織の充実を図るとともに指導者の育成に努めている。

3. スポーツ少年団活動の充実

少年少女の豊かな心とたくましい体を育てるため、地域社会・学校等と一体となって取り組み、生涯スポーツの基礎づくりに努めている。また、研修会等の開催により指導者の資質向上を図っている。

4. 総合スポーツクラブの育成

スポーツ関係機関等と連携を図りながら、自主的・有機的に運営ができるよう組織化を進め、スポーツの幅広い活動が可能な総合型地域スポーツクラブの育成・拡大に努めている。

5. スポーツ指導体制の充実

スポーツ推進委員の資質の向上を図るため、各種研修会への参加、ニュースポーツ講習会等を開催している。

6. スポーツ推進・振興組織

(1) 玉野市スポーツ協会

27 競技団体で構成

陸上競技、野球、バレーボール、ママさんバレーボール、卓球、ソフトテニス、サッカー、柔道、剣道、弓道、バドミントン、山岳、セーリング、水泳、スキー、アーチェリー、空手道、少林寺拳法、ソフトボール、バスケットボール、テニス、太極拳、ミニパターゴルフ、合気道、ゴルフ、グラウンドゴルフ、中学校体育連盟

(2) 玉野市スポーツ少年団

6 競技（少林寺拳法、剣道、サッカー、ミニバスケットボール、野球、バレーボール）、16 団体（指導者 134 名、団員 238 名）で構成

(3) 玉野市スポーツ推進委員連絡協議会

スポーツ基本法第 32 条に基づきスポーツ推進委員を 24 名委嘱している。

(4) スポーツクラブ教室（玉野スポーツネットワーク J V開催）

テニス・ナイターテニス・ジュニアソフトテニス・ナイターソフトテニス・弓道・ジュニアバレーボール・バドミントン・レクダンス・K-P O P・ピラティス・ヨガ・エンジョイビクス・リラックス体操・リズムダンス・ベリーダンス・フラダンス・新体操・卓球・トランポリン・インドアテニス・太極拳・いきいき体操・少年硬式野球・ゴルフ・楽しい体育・レクスポキッズ・レクスポジュニア・初めてのダンス・正しい健康づくり・ジュニアスポーツ教室・走り方教室・スマイル体操

会員数 2,536 名（大人：1,499 名、子ども：1,037 名）

7. トップアスリート招へい事業

広くジュニア層にスポーツの楽しさを啓発することにより中・長期的な視点において各団体の選手育成の強化につなげ、競技力の維持・向上に努める各競技団体を主幹団体とし、トップアスリートを招いて講演会、実技指導等を実施する事業に対し、基準の範囲において補助金を交付する。

【募集期間】 令和 6 年 5 月 1 日(水)～5 月 31 日(金) 【補助金】 上限 25 万円

年度	補助件数	事業内容
令和 5 年度	2 件	・玉野ライオンズクラブ（玉野市小・中・高卓球教室） ・玉野市中学校体育連盟（少年野球教室）
令和 4 年度	2 件	・玉野市卓球協会（玉野市小・中・高卓球教室） ・玉野市中学校体育連盟（少年野球教室）
令和 3 年度	（中止）	・玉野市卓球協会（玉野市小・中・高卓球教室） ・玉野市中学校体育連盟（少年野球教室）

※令和 6 年度申請団体（4 件）・・・7 月に審査・決定

文化・スポーツの顕彰

文化、スポーツの分野で優秀な成績を修め、また長年にわたりその普及振興に尽くした個人及び団体を顕彰することにより、本市の文化、スポーツの充実、発展に資する。

《 顕彰の種類と内容 》

(文化の部)

種 類	内 容
市民栄誉賞	○ 玉野市に住民登録がある者又は出身者で、人間国宝等国家的レベル、国際的レベルで賞賛に値する実績を残した、玉野市民が誇りとすることができる個人。
功 労 賞	○ 玉野市に住民登録がある者又は出身者で、長年にわたり文化普及振興に努力し、市の文化の振興発展に貢献のあった個人又は団体。ただし、文化協会加盟者は協会表彰を受けている者に限る。 ・長年（10年以上）、養成・指導に携わり成果を上げている者。 ・全国大会規模の展覧会、コンクールで上位に入賞した個人又は団体。
栄 光 賞	○ 玉野市に住民登録がある者又は出身者で、国際的あるいは全国的規模の展覧会、コンクール等において、特に優秀な成績を収めた個人又は団体。 ・全国規模の展覧会、コンクール等で上位の賞に選ばれた者。
特別賞	・本市の文化水準の向上や振興発展に特に貢献のあった個人又は団体。 ・市長が特に認めた個人又は団体。

(スポーツの部)

種 類	内 容
市民栄誉賞	○ 玉野市に住民登録がある者又は出身者で、オリンピック大会、世界選手権大会等の国際大会で上位入賞（1～3位）し、玉野市民が誇りとすることができる個人。
功 労 賞	○ 玉野市に住民登録がある者又は出身者で、長年にわたりスポーツ普及振興に努力し、本市のスポーツの振興発展に貢献のあった個人又は団体。ただし体育協会加盟者は協会功労賞を受けている者に限る。 ・国民スポーツ大会等の全国大会で、玉野市を活動の拠点としている個人又は団体を優勝に導いた指導者。
栄 光 賞	○ 玉野市に住民登録がある者又は出身者で、国際的あるいは全国的規模の競技等において、特に優秀な成績を収めた個人又は団体。 ・国民スポーツ大会等の全国大会で3位以内に入賞した者。
特別賞	・本市のスポーツ水準の向上や振興発展に特に貢献のあった個人又は団体。 ・オリンピック大会、世界選手権大会等国际大会に日本代表として出場した者。 ・市長が特に認めた個人又は団体。

生涯学習センター（ミネルバ）

◎ 概 要

玉野市生涯学習センター（ミネルバ）は、玉野市立玉野備南高等学校との複合施設であり、市民の生涯学習推進のため、各種講座やイベント等を実施するなど生涯学習の場を提供している。

施設の1階には、学習等を目的に市民が自由に使用することができる国際交流センターを配し、その一部に学習・会議コーナーを設け、学習等の他、少人数の会議をすることができる。

2階の多目的ホールは、講座や講演、音楽会、スポーツ等、幅広い活動に使用することができる。

また、複合施設の利点を活かし、高等学校の特別教室を使用した講座等も行っている。

屋外では、子どもから高齢者まで、多世代にわたって交流できる全天候型の多世代交流施設（高山ドーム）の貸出しを行い、軽スポーツを中心に使用することができる。

- 所在地 玉野市和田4丁目7番1号
TEL : 0863-83-9200 FAX : 0863-83-9101
e-Mail : minerva@city.tamano.lg.jp
- 開館時間 午前9時～午後10時
- 休館日 毎週月曜日、国民の祝日、年末年始

◎ 令和6年度 実施講座

【主な開催講座】

事業名	事業の目的	講座名
定期講座	教養の向上を図るとともに、知識、技能の習得のための学習機会を提供する。	陶芸教室、やさしい絵画教室 フラワーアレンジメント教室、 歌の広場
	生涯スポーツの振興と心身の健康づくりの推進を図る。	ストレッチ体操教室
	パソコン、語学等の基本的知識・技術を習得する機会を提供する。	パソコン講座（エクセル） （ワードは中止） 英会話教室、韓国語教室（入門、初級） 源氏物語
ふれあい教室	親子が共に楽しく過ごし、親子の絆を深める機会を提供する。	親子陶芸教室、親子読書教室
公開講座	玉野総合医療専門学校との協力のもと、公開講座を実施する。	玉野総合医専門学校講座

公 民 館

◎ 概 要

総合的な社会教育の場である公民館は、中央公民館を中心に各地域の公民館と相互に連携を図りながら、それぞれの地域に即した各種学級・講座等開催するなど、地域住民の教養・文化の向上を図るための活動の場を提供している。

○ 中央公民館

開館時間 午前9時～午後9時

休館日 毎週月曜日（月曜日が祝休日の場合は開館し、直後の祝休日以外の日
に休館）、年末年始、特別館内整理期間

○ 公民館及び分館

開館時間 午前9時～午後10時

休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末・年始

◎ 令和6年度 主要事業・講座

館 名	事 業 ・ 講 座
中 央 公 民 館	俳句等定期講座 21 講座、たまの地域人づくり大学 2 講座・1 講演、 玉野美術秀作展等展覧会、特別講座、グループ育成指導、高齢者学級（寿学級）、コ ミュニティ活動の推進支援、公民館運営審議会、うの・ちっこう子ども楽級
築 港 公 民 館	後援グループ 2 講座
田 井 公 民 館	たい子ども楽級等主催 1 事業、田井地区コミュニティ協議会等共催 3 事業、 後援グループ講座 49 講座
玉 公 民 館	たま子ども楽級主催 1 事業、グラウンドゴルフ大会等共催 8 事業、 玉・奥玉地区文化交流会共催 1 事業、後援グループ講座 14 講座
〃 奥玉分館	後援グループ講座 20 講座
玉 原 公 民 館	たまはら子ども楽級等主催 3 事業、高齢者学級等共催 6 事業、 後援グループ講座 21 講座
和 田 公 民 館	わだ子ども楽級等主催 1 事業、高齢者学級等共催 4 事業、 後援グループ講座 18 講座
〃 和田分室	
日 比 公 民 館	ひび子ども楽級等主催 3 事業、地域スポーツ大会等共催 8 事業、 後援グループ講座 35 講座
荘 内 公 民 館	しょうない子ども楽級等主催 2 事業、荘内高齢者大学等共催 4 事業、 後援グループ講座 31 講座
八 浜 公 民 館	はちはま子ども楽級等主催 4 事業、高齢者学級等共催 3 事業、 後援グループ講座 19 講座
大 崎 公 民 館	おおさき子ども楽級主催 1 事業、後援グループ講座 12 講座
山 田 公 民 館	やまだ子ども楽級等主催 4 事業、ソフトミニバレーボール大会等共催 4 事業 後援グループ講座 9 講座
東 児 公 民 館	むねあげ子ども楽級等主催 2 事業、文化祭作品展等共催 6 事業、 後援グループ講座 15 講座
鉾 立 公 民 館	ほこたて子ども楽級等主催 2 事業、コミュニティ行事等共催 2 事業、 後援グループ講座 7 講座

図 書 館

◎ 概 要

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対し、図書館は、図書検索や予約、県立図書館等の相互貸借システム参加などによって基本図書・一般図書・児童図書及び郷土資料等をより的確に選定収集し、利用者のニーズに即した資料提供、さらに読書ボランティアの方々との協働による親子のふれあいの場としてなど、学習の場、憩いの場としての充実に努めている。

○所 在 地 玉野市宇野1丁目38番1号

○開館時間 午前9時～午後9時

○休 館 日 毎週月曜日（月曜日が祝休日の場合は開館し、直後の祝休日以外の日には休館）、年末年始、特別館内整理期間

・公民館図書室 毎月1回 配本
開館日 週3回
(公民館により、火・水・金 又は 火・水・木)

・移動図書館（めばる号） 毎月1回 11ステーションを巡回

・図書資料の搬送 毎月1回 幼稚園(5園)及び保育園・こども園(12園)を巡回

◎ 行事等

- ・ブックスタート 毎月第1金曜日、すこやかセンターで実施
- ・おはなしどんどんランド 毎月第2土曜日 実施
- ・おはなしのひろば 毎月第4土曜日 実施
- ・おはなしのひろばスペシャル 年5回 人形劇・大型紙芝居等
- ・展示コーナー テーマ展示（毎月）・特集展示（随時）



(平成28年度：平成28年12月19日～平成29年3月31日移転準備のため閉館)

蔵書状況

令和6年3月31日 現在
単位:冊

区分 分類	本館		館外		計
	一般書	児童書	一般書	児童書	
0 総記	2,194	674	88	30	2,986
1 哲学	3,742	550	273	58	4,623
2 歴史	7,903	2,042	347	316	10,608
3 社会科学	10,660	2,374	536	141	13,711
4 自然科学	6,169	4,973	687	660	12,489
5 技術	10,774	1,747	2,187	260	14,968
6 産業	3,266	1,081	374	108	4,829
7 芸術	8,931	2,717	768	445	12,861
8 言語	1,350	660	86	88	2,184
9 文学	15,279	16,267	1,054	2,923	35,523
F 小説	21,308	4	4,710	0	26,022
参考図書	2,129	36	21	0	2,186
文庫	12,565	313	2,138	0	15,016
ヤングアダルト	44	42	0	0	86
大活字本	887	0	100	0	987
洋書	171	216	0	0	387
郷土資料	10,594	5	8	0	10,607
E 絵本	3	21,649	0	6,688	28,340
C 紙芝居	0	807	0	351	1,158
大型絵本・紙芝居	0	186	0	5	191
図書合計	117,969	56,343	13,377	12,073	199,762
朗読テープ・CD・デジジー	655	0	0	0	655
A V 資料	1,100	0	0	0	1,100
雑誌	5,690	0	0	0	5,690
総合計	125,414	56,343	13,377	12,073	207,207

社会教育・スポーツ・その他の教育施設

(1) 公民館施設

区分 施設名	所在地	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	竣工年月	備 考
中央公民館 図書館	宇野 1-38-1	4177.98	中央公民館 1,708.00 図書館 2,260.00 共有部分 209.98	移転 H29. 4	商業施設内に図書館と中央公民館を併設
築港公民館	築港 1-7-20	250.90	403.40	S 55. 4	
田井公民館	田井 4-10-5	1,099.59	1,485.82	H 6. 6	市民センターと併設
玉 公民館	玉 5-1-15	-	1,011.47	S 51. 7	〃
〃 奥玉分館	奥玉 1-23-7	695.93	331.99	S 49. 3	
玉原公民館	玉原 2-7-45	1,726.31	551.20	S 49.10	市民センターと併設
和田公民館	和田 3-1-2	574.65	491.70	S 51. 3	〃
〃 和田分室	和田 2-19-11	249.00	139.74	S 5	
日比公民館	日比 3-1-1	1,173.23	583.57	S 50. 3	市民センターと併設
荘内公民館	用吉 1186-1	7,832.31	1,816.89	H 8.12	〃
八浜公民館	八浜 165-1	1,768.22	352.62	S 50. 3	〃
大崎公民館	大崎 1649-1	883.98	342.44	S 57. 3	
山田公民館	山田 447-2	1,010.40	451.70	S 58. 1	市民センターと併設
東児公民館	梶岡 700	2,194.80	623.37	H 5. 3	〃
〃 石島分館	石島 3077	239.35	150.48	S 52. 3	
鉾立公民館	北方 1349-1	1,078.56	340.60	S 56. 2	

(2) 生涯学習施設

区分 施設名	所在地	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	竣工年月	備 考
生涯学習センター (ミネルバ)	和田 4-7-1	15,500.00 (備南高校併設)	3,608.00	H 8. 7	視聴覚ライブラリー併設 青少年育成センター
多世代交流施設 (高山ドーム)			1,996.00	H16.10	グラウンドゴルフ 1 面 フットサル 2 面等

(3) スポーツ施設

施設名 所在地	区 分	敷地面積(㎡)	名 称	規 模 (㎡)	竣工年月	備 考
		建物延面積(㎡)				
総合体育館 (レクレーション) 玉2-3-1		20,932.00	アリーナ	1,867.00	S 58. 1	バレーボール 3面 バスケットボール 2面 バドミントン 10面
		7,295.44	トレーニング室	224.00		ランニングマシン等
			ミーティングホール	405.00		
			柔剣道場 (児童館2階)	536.40	S 59. 3	柔道場 98畳 剣道場 286㎡
市民総合運動公園 玉原3-17-1		163,595.00	野球場 (愛称「日比製煉 スタジアム」)	15,769.00	S 49. 3	センター 120m 両翼 92m
			管理センター	129.00	S 49. 10	事務室, 会議室
			多目的運動場	20,000.00	S 50. 3	夜間照明施設
			テニスコート 全14面	4面:2,848 10面:8,800	S 51. 3 S 59. 3	クレー 夜間照明施設 全天候型砂入り人工芝
			芝生運動場	15,213.00	S 59. 3	天然芝 サッカー等
			弓道場	925.47	H 6. 9	近的的場 12人立 遠的的場 6人立
ヨット艇庫 渋川3-3-4		1,112.68	艇 庫	143.62	S 37. 8	野積場20艇
		232.61		66.24	S 40. 3	

(4) その他の教育施設

施設名	区 分	所 在 地	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	竣工年月	備 考
教育サポートセンター		玉原3-17-2	(総合運動公園内)	589.91	S 57. 3	適応指導教室 教育支援室

＝ ＝ ＝ 資 料 ＝ ＝ ＝

- 1．玉野市教育委員会共催・後援等取扱要綱
- 2．玉野市教育委員会教育長賞交付要綱
- 3．玉野市競技スポーツ振興事業費（激励金）支給事務取扱要項
- 4．玉野市立学校文化・芸術活動等振興事業費（激励金）支給取扱要綱
- 5．玉野市立学校の施設の開放に関する減免等取扱内規
- 6．玉野市文化・スポーツ顕彰要綱
- 7．玉野市奨学資金貸付条例

1. 玉野市教育委員会共催・後援等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、玉野市教育委員会（以下「市教委」という。）が、市教委以外のものの行う行事を共催し、又は後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 展覧会、講演会、研究会、各種大会等市民の文化、スポーツ、教養の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする催しものをいう。
- (2) 共催 市教委が、行事の企画又は運営に参加し、共同開催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 市教委が、行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。ただし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合には、名義のみの後援とする。

(承認の基準)

第3条 市教委は、次の各号に掲げる要件を満たしている行事について、共催又は後援をすることができる。

- (1) 本市の教育・学術・文化及びスポーツの振興に寄与すると認められるもの
- (2) 公益性があるもの
- (3) 公共性のある団体若しくはその機関又はこれらの長が主催するもの
- (4) 教育の政治的又は宗教的中立性を侵すおそれのないもの
- (5) 営利を目的とするものでないもの

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 主催者に行事遂行能力が十分あると認められること。
- (2) 主催者が信用しうる者であること。
- (3) 公衆衛生、災害防止及び事故防止等について十分な設備及び措置が講じられていること。

(申請等)

第4条 市教委の共催又は後援を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、所定の共催（後援）申請書を当該行事開催日の1ヶ月前までに提出しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

2 市教委は、前項の規定に基づく申請が前条に定める承認の基準を満たしていると認められるときは、当該名義使用を承認し、申請者に対し、文書で通知するものとする。

(承認の取消し)

第5条 後援名義等を使用する者が、第3条に定める承認基準に違反して行事を行い、又は行うおそれのある場合は、直ちに当該名義使用の承認を取り消し、又は共催事

業をとりやめるものとする。

（報告）

第6条 市教委は、必要があると認めるときは、後援する行事の主催者に対し、後援行事実施報告書の提出を求めることができる。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市教委が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2. 玉野市教育委員会教育長賞交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、玉野市教育委員会教育長賞（以下「教育長賞」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 教育長賞を交付する事業は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 玉野市教育委員会行事の共催及び後援に関する取扱要綱（平成19年教育委員会訓令第9号）第3条に該当する行事
- (2) 市内各種団体等が主催し、広く一般市民に呼びかけ市全域を対象とする文化、芸術、スポーツ等の各種大会で、市民の一体感の醸成に寄与する事業
- (3) 前2号のほか特に教育長が市の教育の発展に寄与すると認めた事業

(交付要件)

第3条 教育長賞の交付要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業の参加者が概ね30人以上であること。
- (2) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分であること。
- (3) 主催者が参加者から入場料その他費用を徴収するものにあつては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
- (4) 事業実施において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業については、教育長賞の交付は行わない。

- (1) 特定の思想、宗教又は結社を支持する事業
- (2) 営利又は商業宣伝を主目的とする事業
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがある事業
- (4) その他教育長賞を交付することが不適当な事業

(申請)

第4条 教育長賞の交付を受けようとする事業の主催者（以下「主催者」という。）は、交付を受けようとする日の1月前までに、所定の玉野市教育委員会教育長賞交付申請書（以下「申請書」という。）に事業の概要を示す資料を添付して教育長に提出しなければならない。

(承認)

第5条 教育長は、前条の申請書等を審査し、適当と認めたときは、教育長賞の交付を承認するものとする。

(交付の方法)

第6条 教育長賞の交付は、原則として賞状の交付により行う。この場合において、必要があると認めるときは、併せて賞品を交付することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

3. 玉野市競技スポーツ振興事業費（激励金）支給事務取扱要項

1. 趣 旨

競技スポーツに積極的に取り組むクラブ（部）等の育成と競技力の向上、振興を図るため激励金を支給する。

2. 対 象

次に該当する個人又は団体のクラブ（部）を対象とし、県内予選大会等又は大会要項に規定される標準記録等に到達したことを通じ中国大会以上の出場権を得たものを条件とする。ただし、社会体育においては、全国大会規模以上を対象とする。

- (1) 玉野市内の学校の運動競技部で岡山県中学校体育連盟又は岡山県高等学校体育連盟に加盟している運動競技部及びそれに属する個人
- (2) 玉野市スポーツ協会の加盟クラブ又はチーム
- (3) 玉野市スポーツ少年団の登録団体
- (4) (1)以外で玉野市に住所を有する個人。ただし、市外の学校の運動競技部に属する個人は除く。
- (5) その他、教育長が認める団体または個人

3. 競技会

- (1) 中国五県が参加する大会又は相当規模の中国大会（ただし、社会体育は除く）
- (2) 全国的規模で行われる大会又は相当規模の大会（ただし、国民体育大会は除く）
- (3) 国際的規模で行われる大会又は相当規模の大会と交流行事

4. 激励金

- (1) 大会規模に応じて次のとおりとし、予算の範囲内で支給する。
ただし、団体戦で市立学校・市内県立高校では選手が6人未満の場合、社会体育では選手が10人未満の場合は、人数割とする。
また、全国大会に準ずる規模の大会の場合は、半額とする。

区分	対象	団体戦	個人戦
中国大会規模 (社会体育は除く)	市立学校	30,000 円	5,000 円
全国大会規模	社会体育	50,000 円	5,000 円
	市立学校	50,000 円	10,000 円
	市内県立高校	50,000 円	10,000 円
国際大会規模 (国内開催は半額とする)	社会体育		30,000 円

- (2) 企業名を冠する競技会の場合は、個人負担の範囲内とする。

5. その他

- (1) 激励金の申請者（個人・団体）は、事前に申請書、事後に報告書を提出しなければならない。
なお、申請に必要な書類は、原則、大会2週間前までに提出すること。
- (2) この要項の対象となる大会は、文部科学省又は日本スポーツ協会関係組織が主催する大会に限定する。
- (3) 市内の県立高等学校の運動部に対する激励金については、全国大会の主催に都道府県教育委員会が含まれていない各種選手権大会等を対象とする。
- (4) 申請者（個人・団体）は、教育委員会が主催する激励会に参加すること。
- (5) 激励金の対象者は選手のみで、監督、コーチ、マネージャー等には支給しない。
- (6) 原則、対象(2)～(4)での激励金の支給は、個人・団体において年度1回とする。
対象(1)での激励金の支給は、個人・団体において、中国大会及び全国大会それぞれ年度1回とする。

(7)この要項の運用取扱は、学校教育課又は社会教育課で行う。

附 則

この要項は、昭和60年6月17日から施行する。

平成	3年	4月	1日	一部改正
平成	14年	7月	10日	一部改正
平成	15年	4月	1日	一部改正
平成	17年	4月	1日	一部改正
平成	21年	4月	1日	一部改正
平成	25年	1月	1日	一部改正
平成	26年	4月	1日	一部改正
平成	26年	4月	21日	一部改正
平成	26年	9月	25日	一部改正
平成	29年	4月	1日	一部改正
平成	31年	4月	1日	一部改正
令和	2年	6月	23日	一部改正
令和	2年	12月	22日	一部改正

4. 玉野市立学校文化・芸術活動等振興事業費（激励金）支給取扱要項

1. 趣旨

玉野市内の学校において、文化・芸術活動等に積極的に取り組む個人・部（団体）の育成と技能の向上、振興を図るため、激励金を支給する。

2. 対象

学校の教育活動の一環としての文化・芸術活動等で、中国大会以上の大会（コンクール）等に出場する個人・部（団体）を対象とする。

ただし、次の条件に該当するものに限る。

- （１）各省庁及び都道府県教育委員会（市町村教育委員会）が主催又は共催する大会
- （２）県内予選等の選考を経ての出場であること。ただし、高等学校に所属する個人・団体は、全国規模以上の大会への出場を対象とする。
- （３）その他、教育長が認める場合

3. 競技会

- （１）中国五県が参加する大会又は相当規模の中国大会
- （２）全国的規模で行われる大会又は相当規模の大会

4. 激励金

- （１）大会規模に応じて次のとおりとし、予算の範囲内で支給する。

区分	対象	団体	個人
中国大会規模	市立学校	30,000 円	5,000 円
全国大会規模	市立学校	50,000 円	10,000 円
	市内県立学校	50,000 円	10,000 円

5. その他

- （１）激励金を申請する学校は、事前に申請書、事後に報告書を提出しなければならない。
なお、申請に必要な書類は、原則、大会２週間前までに提出すること。
- （２）激励金を支給される個人・部（団体）は、激励会に参加すること。
- （３）原則、この要項に基づく激励金の支給は、個人・部（団体）において中国大会及び全国大会それぞれ年度１回とする。
- （４）この要項の運用取扱は、学校教育課で行う。

附 則

この要項は、平成１７年４月１日から施行する。

平成３１年　４月　１日　一部改正
令和　２年１２月２２日　一部改正

５．玉野市立学校の施設の開放に関する減免等取扱内規

（趣 旨）

第１条 玉野市立学校に関する条例（平成８年条例第１１号。以下「条例」という。）第８条及び第９条に定める使用料の減免及び還付の取扱いについては、この内規の定めるところによる。

（使用料の減免）

第２条 条例第８条の規定により、使用団体が使用料の減免を受けようとするときは、使用許可申請の際、所定の開放学校施設使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

２ 使用料減免対象団体等及び減免率は別表のとおりとする。

（使用料の還付）

第３条 条例第９条の規定により使用料の還付を受けようとする使用団体は、所定の開放学校施設使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

附 則

この内規は、平成９年１０月１日から施行する。

この内規は、平成１８年４月１日から施行する。

別表（第２条第２項関係）

使 用 料 減 免 対 象 団 体 等	減 免 率
スポーツ少年団等、児童・生徒が大半を占める団体	１００％
市主催の行事	１００％
市体育協会加盟団体が行う体育行事 （市主催若しくは共催の場合）	１００％
市主催の試合及び上部団体が行う試合に出場する場合の強化練習（但し、２ヶ月を超えない期間）	５０％
市体育協会加盟団体が行う体育行事 （市後援の場合）	５０％

6. 玉野市文化・スポーツ顕彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化・スポーツの分野において優秀な成績を収め、若しくは長年にわたりその普及進行に尽くした個人又は団体を顕彰し、もって本市の文化・スポーツの充実発展に資することを目的とする。

(部門)

第2条 顕彰は、文化、スポーツの2部門とする。

(対象)

第3条 顕彰は、国際的若しくは全国的規模の展覧会や、若しくは競技大会等において優秀な成績を収め、又は長年にわたり普及推進に貢献したものであって、次の各号の一に該当するものについて行うものとする。

- (1) 本市に在住し、又は本市出身の個人又は団体。ただし、当分の間、小学生を除く。
- (2) その他市長が特に必要と認めるもの

(推薦)

第4条 市内の文化団体、スポーツ団体、行政機関等は、顕彰に該当すると認められる個人又は団体があるときは、所定の顕彰推薦書により市長に推薦するものとする。

(顕彰の種類)

第5条 顕彰の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市民荣誉賞
- (2) 栄光賞
- (3) 功劳賞
- (4) 特別賞

(選考委員会)

第6条 顕彰の候補者の選考に関する事項を審査するため、玉野市文化・スポーツ顕彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(委員)

第7条 選考委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、文化・スポーツに関し、識見を有する者の中から市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員の欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のとき、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第10条 選考委員会に専門部会を置く。

2 専門部会は、文化部会及びスポーツ部会とし、部員はそれぞれ6人以内で組織する。

3 専門部会の部会長は、委員長が委員の中から指名する。

4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

(報告)

第11条 委員長は、選考結果を市長に報告するものとする。

(被顕彰者の決定)

第12条 被顕彰者は、選考委員会が選考したものの中から市長が決定する。

(顕彰の方法)

第13条 顕彰は、市長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に併せて、記念品を贈ることができる。

(顕彰の時期)

第14条 顕彰は、毎年別に定める日に行う。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことができる。

(庶務)

第15条 事務局は、教育委員会事務局に置く。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月23日告示第153号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成13年10月9日告示第215号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成14年10月11日告示第216号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日告示第61号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

7. 玉野市奨学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校、高等専門学校、市内の専修学校及び大学に在学する者に奨学金の貸付けを行い将来社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例により奨学資金の貸付けを受ける者を奨学生といい、貸付ける資金を奨学資金(以下「資金」という。)という。

(奨学生の資格)

第3条 奨学生は、経済的理由により修学困難な者で次の各号に該当する者の中から選考する。

- (1) 品行方正、学業成績優秀な者
- (2) 心身ともに健全であって成業の見込みのある者
- (3) 親権者又は後見人が玉野市民である者

(奨学生選考委員会の設置)

第4条 奨学生の選考及び奨学金の貸付けについて諮問するため、奨学生選考委員会を置く。

2 奨学生選考委員会の委員は、6名をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(奨学生の決定)

第5条 教育委員会は、奨学生となるために申請のあった者について、奨学生選考委員会に諮り、奨学生を決定する。

(奨学金の額)

第6条 奨学金の額は、別表のとおりとし、無利子で貸付ける。

(奨学金の交付)

第7条 奨学金は、入学の月から当該学校卒業の月まで毎年度四半期に区分し、5月、8月、11月及び2月のそれぞれ10日以降に3箇月分を本人に貸し付ける。

(奨学金の辞退)

第8条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学資金の貸付停止等)

第9条 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、奨学金の貸付けを停止する。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 疾病、退学その他の理由により、成業の見込みがないとき。
- (3) 学業又は品行が不良なとき。
- (4) 経済事情の好転により貸付けを必要としない事由が生じたとき。

(奨学金の返還)

第10条 奨学金の返還は、学校卒業後6箇月を経過した月から10箇年以内に、半年賦又は月賦で返還しなければならない。

(奨学金の返還特例)

第11条 奨学生が、第9条第2号、第3号及び第4号に該当したときは、親権者又は後見人はその月の1箇月後から、前条の返還をしなければならない。

2 本人が死亡したときは、事情により現に受けた資金の返還額を減免することができる。

3 奨学生であった者が、更に上級学校に進学したとき又は特別の事情により一時返還の能力を失うにいたったときは、奨学金の返還を延期することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

奨学金の額

区 分	月 額
大学生	30,000円
市内の専修学校学生	30,000円
高等専門学校学生	1年～3年 20,000円 4年～5年 30,000円
高校生	20,000円



王 子 が 岳 に こ に こ 岩

教 育 要 覧

令 和 6 (2 0 2 4) 年 度

発 行 ・ 編 集

玉 野 市 教 育 委 員 会

岡 山 県 玉 野 市 宇 野 1 丁 目 2 7 番 1 号

T E L (0 8 6 3) 3 2 — 5 5 7 1

F A X (0 8 6 3) 3 2 — 1 3 2 9

M a i l : k y o u i k u s o u m u @ c i t y . t a m a n o . l g . j p